

日本礼法論 序説

岩 崎 正 彌

梗 概：

日本礼法論と題する授業を2年間にわたって講義してきた。その内容をふまえて、日本の礼法について歴史の流れに沿って概説する。

すなわち日本の礼法を、まずわが国の神代にまで遡ってその源流をたずね、次に律令国家の建設に際しての朝儀における礼法の形成過程と、次いで武家における礼法の形成過程を考察し、江戸期に社会全体において成熟する日本の礼法について詳述する。明治維新による文明開化の変革を経て、新たな国家観に相応しい国民礼法が構築される。敗戦後の占領政策によってそれらは日本の弱体化のために解体されるが、その後も伝統的諸芸道および武道等の中に礼法は継承され続けてきた。

マナーに対する社会の関心は高まりつつある。諸外国からは日本人の高い礼節と秩序に、細やかで心のこもったもてなし文化に注目が寄せられている。

総じて日本の礼法こそ、日本人を日本人たらしめてきた行動規範の精神的な源泉であった。故に、今こそ正しい歴史観および国家観に基づいた、日本の礼法の復興が必要と思われる。

序 章：

第1節 はじめに

平成23年度（2013）より皇學館大学・現代日本社会学部の専門科目（展開）・日本の文化（選択必修）として開講された「日本礼法論」という授業を担当させていただいている。2年間の講義を経て、この授業の概ねの内容を整えるこ

とができたのではないかと思われる。そこで、本稿ではこの講義の内容をふまえて、日本の礼法について概説する。

第2節 本授業の趣旨

この授業の目的については、シラバスに次のように表現した。

目的：

日本の礼法の意味を学び、国際社会における現代の日本の礼法の意義を理解することを目的とする。

いかなる時代と地域においても、相手を尊重し、己の立場をわきまえ、秩序正しく生きるためには「礼」が必要となる。日本の伝統的「礼法」の成熟と、諸芸道への展開の過程を学び、また今日のビジネスマナー・プロトコル等についても考察する。

そして国際社会の中での普遍的なマナーを踏まえながら、なお現代の日本人にあるべき「礼」という徳目を深く理解し、正しく実践してゆける人間となることを目的とする。

この目的の達成を目指して、この授業を組み立てることとした。

第3節 副読本・坂本貞著「日本礼法史話」

この授業を構築するにあたっては、特に皇學館大学の建学の精神にふさわしい授業となるように心がけて、準備を進めた。本学の図書館には幸いにも戦前からの「礼法」に関する資料が多く所蔵されており、その中で、特に昭和19年9月29日発行の坂本貞著「日本礼法史話」にめぐり合うことができた。この書の中では日本の礼法に関する歴史が適切かつ簡潔にまとめられ、その目指す精神は戦後の思想の影響を全く受けていないゆえ、「皇国の道義を講ずる」皇學館の精神に相応しいものと思われた。そこでこの書をこの授業の副教材として使ってゆくこととした。

この書が刊行された昭和19年9月といえば、わが国は大東亜戦争の只中にあり、昭和17年6月のミッドウエイ海戦以降の戦局は如何ともし難く、物資も窮乏する中で、故にこそ国民の精神的団結が求められた時代であったと推察され

る。困難の時にあってこそ、国民の礼法が問われるものであった。

著者の坂本貞は、その紹介欄によれば、東京女子高等師範学校（現・お茶の水女子大学（筆者註））を卒業後、東京都立忍ヶ丘高等女学校の教諭を勤められていたとのこと。他に「礼のこころ」（昭和17年10月）の著書がある。私は、両校と、この書を取り上げた復刻文献「日本人、育てのなかのしつけ論 第1巻」（平成18年（2006年））を出版した（株）クレス出版に書簡を送って、坂本貞女史のその後の足跡について問い合わせたが、これ以上のことは判らなかった。東京空襲などの戦火に斃^{たお}れたのではないかと拝察される（もし新しい情報があればお知らせいただきたい）。

思えば、戦後の学校教育において「礼法」という言葉は復権がなされているとは言い難い。「道徳」「修身」「教育勅語」などとともに、連合軍による一連の戦後教育によって抹殺されてきた価値のひとつである。であるならば、「礼法」の復興もまた、わが国の国風を取り戻すために取り組むべき課題のひとつといえるのではないかと思われる。

第4節 礼法の復活を目指して

私は「日本礼法論」の授業に、坂本貞著の「日本礼法史話」の各章と、これに関する注釈を作成して併せてコピーをして配布し、この格調高い歴史的仮名遣いの文章を朗読し、解説し、参考となるTV番組等の映像を紹介しながら講義を進めた。大東亜戦争以降の今日に至る礼法の姿については自身の考察を加えて論証した。また特に本学の特別招聘教授であり、本学部の授業：文化継承実習「礼法」を担当していただいている弓馬術礼法小笠原流三十一世・小笠原清忠先生の御著作を参考とさせていただいた。また古武道・小笠原流弓馬術礼法に関する貴重なビデオのご提供もいただいた。2年目からは、それらの配布資料を「講義資料」として冊子に仕立てて、さらに各章での講義に磨きをかけていった。2年を経過したところで、概ねの講義内容も定まり、学生の反応もミニレポートを通じて把握した上で、この上は私の言葉によって、現在の学生にわかり易い内容の「教科書」を作成する必要があると感じた。そこで、まずはその骨子を「序論」と題して論考の形にまとめたのが、本稿である。

現代においては、「礼法」は「マナー」と呼びかえられ、処世の術とも見なされているかのようである。しかし、本来「礼法」は国民の国家に対する振舞い方を指し示す重要な徳目であった。「礼法」の復活は、本来の日本人の美德を取り戻す試みである。ゆえに皇學館大学において「日本礼法論」という授業が復活したこと、そこに関わらせていただいていることを私は光栄に思う次第である。この授業が、今後も若い世代の学生たちに、本来の日本人像を思い出させることに役立つことを祈っている。

第1章：序論：礼の意義とその範囲

第1節 礼法と礼

礼法とは「礼の作法、礼儀、らいほう、「-にのっとる」とある。

礼とは「社会の秩序を保つための生活規範の総称、儀式・作法・制度・文物などを含み、儒教では最も重要な道徳的観念として「礼記」などに説く。「-にかなう」「礼儀・祭礼」。②規範・作法にのっとっていること。「礼装・礼遇・失礼」。③敬意を表すこと、その動作、おじぎ。「起立、-」「拝礼・敬礼・礼賛」。④謝意を表すこと、また、そのために贈る金品。「-を言う」「謝礼・礼金」とある。（以上、2語とも、岩波書店「広辞苑」第5版）

さて、礼法と礼の二つの言葉の関係はどのようなものであろうか。推察するに、礼法とは礼を源としてそれを具体的な姿に表したものであり、礼は礼法を成り立たせている考え方そのものを指すと思われる。この二つの言葉は、おそらく一つの概念を、時には具体的に礼法と表わし、時には抽象的に礼と表わして、相互に補完しあう関係にあると思われる。そのため、この二つの言葉を厳密に分けて論ずることは難しい。そこで、今後はそれぞれの文脈の中で、具体的な行為の姿・形を想起させたいときは礼法という言葉を用い、その抽象的な心を論じたいときは礼という言葉を用い、適宜に使ってゆくこととする。

すなわち、礼法と礼は一体のものである。礼法なき礼は成り難く、礼なき礼法はあってはならない。このことは自明のことでありながら、多くの先人たちが警句をもって反省を促していることでもある。言行と心の一致が強く求められるのが、礼法と礼の関係である。

第2節 礼法と社会

さて、改めて礼法とは何か、という問いに端的に答えるとするならば「礼法とは、礼に基いて、その社会の秩序を保つための規範である」と言えようか。さすれば、日本には日本の礼法があり、他の国にはそれぞれの国の礼法があると言えよう。また、その時代ごとに、それぞれの国や地域や階層ごとに、それぞれの個別の礼法があると推察される。

もしや、礼法の無い国や社会は想像できるであろうか。仮にあるとするならば、それは秩序を持たない原始的な状態の世界であろうか。いや、原始的に見えてもその社会にはそれなりの礼法があるやもしれない。さすれば、礼法は人間の社会を成り立たせている根源的な規範であると言える。礼法の無い社会は在り得ない。ゆえに礼法こそ社会の源である。

さらに言えば、礼法の姿によって、それぞれの社会と文化の特色が規定されるとも言える。その社会の礼法を見るならば、その社会の文化が判るのである。その礼法の中に、宗教・政治・生活などの様々な文化的な規範が示されるからである。さすれば、礼法こそ文化である。

そして、礼法はその社会の規範である故に、その社会の道徳と密接に関わっている。道徳とは「人のふみ行なうべき道。ある社会で、その成員の社会に対する、あるいは成員相互間の行為の善悪を判断する基準として、一般に承認されている規範の総体。法律のような外面的強制力を伴うものでなく、個人の内面的な原理」とある（岩波書店「広辞苑」第5版）。故に、礼法はその社会の道徳的秩序を善なる方向に導くための規範でもある。社会を善導すべき役割と使命が礼法にはある。すなわち、礼法こそ道徳である。

また礼法は一人の人間としての身の処し方としてまず顕われ、他の一人と出会った時からその内容が厳しく問われるものである。例えば親子・兄弟・夫婦・友人・師弟・主従・君臣など、そして神仏など崇高なるものへの礼法へと、それぞれに相応しい礼法が毎日、常時に行なわれている。それは生まれた時から家庭において親から子へ、子から孫へ正しく教えられてゆくものである。それは地域や学校や社会において、正しく教え続けられてゆくものである。それは知識や技術よりも先に教えられるべきものでもある。故に、礼法こそ教育で

ある。

先には国や社会ごとにそれぞれの礼法があると言ったが、その上で、時に偉大な宗教が国や地域や民族や時代を超えて社会の秩序を善導するように、礼法もまた国や地域や民族や時代を超えた普遍的な礼法があるとも言える。世界を舞台としての、様々な国や地域や民族の、異なる宗教的・文化的な価値観を超えた対話においては、まずは国際的な礼法がその橋渡しの役を果たしている。

あるいは、敢えてそれぞれの国や地域や民族に固有の賓客への礼法をもって相手を遇するならば、その礼の心は一層に相手にも伝わる。実に礼法とは不思議なものでもある。その一方で、国と国との礼法を欠く行いが紛争に至ったことは数知れず。すなわち、礼法とは和平である。

国と国との紛争を解決するために、その前に外交があり、交渉があり、交流がある。異なる価値観と歴史観をもった国どおしが理解を深めるべき場、その上で自国の正義を主張し、人としての高貴なる尊厳を示す場には、接遇や饗応、すなわち「もてなし」の存在と役割がある。ここに礼法は深く関わるものである。すなわち、礼法とは兵法である。

国の正義と人としての尊厳を示すには、平素の国民一人ひとりの行いと言動が世界から厳しく問われる。明治政府は幕府がなした外国との不平等条約の改定・撤廃のために、文明開化を進め、学制を充実させ、鹿鳴館外交をはじめ、憲法の制定と国会の開設を果たし、富国強兵と国威高揚につとめ、独立国・文明国としての矜持を示すためのあらゆる努力を惜しまなかった。また、有色人種への差別偏見がまかり通る時代に、日本人は進んで人種・民族を超えた平等を訴え、それにふさわしい「ふるまい」に努め、この偏見からの開放に大いに貢献した。とするならば究極的には、礼法は、人としての、国家としての、正義の証である。

このように、礼法とは、個人一人ひとりにとって、社会にとって、国家にとって、世界にとって、極めて大切な法（真理）である。

第3節 日本の礼法

わが国は、神代以来、あまてらすおおみかみ天照大御神の天孫・にぎのみこと瓊々杵尊がたかまがはら高天原より降臨され、

その曾孫・神倭伊波礼毘古命^{かむやまといわれひこのみこと}すなわち初代・神武天皇の建国より二千六百有余年、今日まで125代に至る万系一世の天皇を元首としていただく悠久なる歴史をもつ。この間、王朝の廃絶なく、君臣ともに相和して、礼法に則って、秩序正しい国柄が醸成されてきた。世界の中でも礼儀正しい国民の国として尊敬を集めてきた。この国柄を守り、そして高めてきた日本の礼法に、大きな敬意が払われるべきであろう。

一方で、特に戦後において、占領政策によって日本の礼法は大いなる打撃を受けた。日本の礼法は、僅かにそれぞれの伝統的文化（芸道・芸能・武道など）の中に継承されているが、かつて国民にとっての礼法を問うたほどの意識はは蔭を潜めて久しい。今日のわが国の社会において、これまでの日本らしからぬ風潮や事件も多く見受けられるのは、特に戦後の礼法の欠如と深い関係があると推測される。日本を取り戻さんとするならば、日本の礼法を復活させてゆく道を取るべきではないか。

この授業は、日本の礼法をその発祥から歴史の順を追って尋ね、その本質を理解し、その精神を体現してゆくことを目指して、日本の礼法の復興をもって現代社会を浄化して、再び日本文化の精神的な美しさと強さと崇高さを復興せんと志すものである。

第2章：朝 儀

第1節 神話に現れた礼法：

わが国において、礼法の源はいずれの頃にまで遡ることができるのであろうか。それは、おそらく神代の昔まで遡ことができると言えよう。わが国の礼法は、決して大陸から儒教やその文言によってもたらされたのではなく、わが国の神々より流れ出るものであった。

古事記・上つ巻では、冒頭に伊耶那岐・伊耶那美の二神が天御柱^{あめのみしら}を廻って婚儀の大礼を挙げられた「国生みの故事」が述べられている。この中では、まず女神から「あな美やし好少男^{えをとこ}を」とおっしゃり、男神がこれに和されて「あな美やし好少女^{えをとめ}を」とおっしゃられた。しかしながら生まれたまうた御子^{みこ}が次々に思わしくないため、二柱の神は相談なさり、高天原の天つ神に教えを請

われた。すると、女から先に声をかけたのが原因であったと教えられた。早速に再び天の御柱を廻って、今度は男神からおっしゃり、続いて女神からおっしゃられた。すると次々と立派な国々が生まれ、神々が生まれられた。これは神代における婚儀の大札であり、わが国における夫唱婦隨の美札の淵源と考えられる。

また、天岩屋戸の故事では、須佐之男命の乱暴により、天照大御神が天岩屋戸に籠もられ後に、高天原は暗闇に包まれた。これを解決するために、八百萬の神々は思金神の知恵により、常世の長鳴鳥を集めて一斉に鳴かせ、天香具山の真榊を根ごとに抜いて、八咫鏡をかけて、天児屋根命が祝言を奏上し、天宇受売命は面白く歌いながら踊ったので、八百萬の神が高天原をゆるがすばかりにどよめいた。これは神を祀る「祭り」の礼法の由来を示している。神々を祭る祭祀・祭礼こそが、わが国における礼法の淵源である。

さらに、日本書紀卷第三では、神武天皇即位の4年2月に詔して「我が皇祖の霊や、天より降り鑿て、朕が身を助けたまえり。今諸の虜已に平けて、海内事なし。以て天神を祭りて用て大孝を申ぶべし」とて、霊の時は鳥見山に立てて、皇祖天神を祀られた。天照大御神が八咫鏡を瓊々杵尊に授けられて、「この鏡を見ること当に吾れを見るがごとく、殿を同じくし、牀をともにして齋き祭りたまへ」と詔されたのは、やがて祭神の始めとされている。神武天皇によって敬神の基礎がこのように定められたのであった。

第2節 大陸からの礼法

このように、神代にあって既に礼法の精神は厳として在り、またその形式は整えられていた。そして中つ巻の人皇の代に入って以降、歴代の天皇の御垂範（自ら模範を示すこと）と御奨励（善いこととして人に勧めること）によって、わが国の礼法は広く国の民へ広がっていった。

その間の悠久の年月の間のわが国はどのような社会であったか。後世に古事記伝を著した本居宣長（1730～1801）の言葉を借りるならば、「天つ神の御心を大御心として、神代も今も隔てなく、神ながら安国と、平らけく治ろしめしける大御国になもありければ、古の大御世には、道という言挙げもさらになか

りき。故^かれ、古^{ふる}語^{こと}に葦原^{あしはら}の瑞穂^{みづほ}の国^{くに}は、神^{かむ}ながら言^{こと}挙げ^あげせぬ^み国^{くに}といへり」「皇^{こう}国の神^{かむ}の道^{みち}は、皇祖^みの神^{かむ}の、始め^{はじめ}給^{たま}ひ、保^{たも}ち給^{たま}ふ道^{みち}（「直^な毘^{おび}の靈^{たま}」）」といった、神^{かむ}の御心^{みこころ}のまま＝惟^{かむ}神^{かむ}（後の世^{あと}にいう神道^{かむ}）なる礼法^{れいぽう}が行きわたっていたと推察^{おし}される。

3世紀後半に著された支那の史書「三国志」のなかの「魏志倭人伝」には、支那人から見た倭人の特筆すべきこととして「その風俗淫ならず（中略）盜竊^{とうせつ}せず、諍訟^{しょうそう}少なし。」という記述がある。既に我が国において支那に較べても高度な礼法が広くいきわたっていた証左と思われる。

さて、「日本書紀」によると、仏教が伝来したのは欽明天皇13年（552）に百濟の聖明王より釈迦^{しやくか}仏^{ぶつ}の金銅像^{きんどうざう}と經論^{きんろん}他^たが献上^{けんじやう}された時とされている。釈迦^{しやくか}の説いた仏教^{ぶつこう}は、八正道^{はつしやうだう}の実践^{じつけん}によって悟り（涅槃^{ねはん}）へ至る中道^{ちゆうだう}の修行^{しゆぎやう}と、四諦^{しつてい}、戒律^{けいりつ}、因果^{いんぐわ}、輪廻^{りんね}、五蘊^{ごいん}皆空^{けいこく}などを説く。サンスクリット語で残された仏説^{ぶつせつ}は漢語^{かんご}に訳されて「大般若經^{だいはんにやきやう}」などとして伝えられた。やがて僧侶^{そうりよ}の来日^{らいにち}や相互^{たうご}の交流^{かうりゆう}によって寺院^{じいん}における礼法^{れいぽう}も伝えられたと推察^{おし}される。

また、「日本書紀」には、継体紀7年（513）に百濟^{くだら}より五經^{ごきやう}博士^{はくし}（五經とは儒教^{じゆかう}で尊重^{じゆうじゆう}される五種^{ごしゆ}の經典^{きんげん}。すなわち、易・書・詩・礼・春秋。五經博士とは、五經^{ごきやう}の文義^{ぶんぎ}に通曉^{つうかう}している学者^{がくしや}）が来日^{らいにち}したとある。概ねこのころに大陸から日本へ儒教^{じゆかう}が伝わったものと思われる。多くの文物^{ぶぶつ}や書物^{しよぶつ}とともに、大陸の知識^{ちしき}が流入^{りゅうりゆう}していった。孔子^{こうし}（紀元前552～479年）は、古代^{こくだい}の支那^{しな}において諸国^{しよこく}が群雄割拠^{ぐんゆうかくこ}する春秋時代^{しゆんしゅうじだい}に各国^{こくご}の王^{わう}を訪ねて君子^{くんし}（徳が高く品位^{ひんゐ}のそなわった人^{ひと}）たる道^{みち}を説いた。孔子^{こうし}の生前^{しぜん}にはその願^{ねが}いは果た^{はたら}されることは無^なかったが、世^よは戦国期^{せんこくき}に至り、孔子^{こうし}と弟子^{でし}の言葉^{ことば}が「論語^{ろんご}」としてまとめられ、五經^{ごきやう}（唐代^{たいだい}よりは周易^{しよい}・尚書^{しやうしよ}・毛詩^{まうし}・礼記^{れいき}・春秋左氏傳^{しゆんしゅうさしでん}）が編まれた。

儒教^{じゆかう}では徳治政治^{とくぢせいぢ}が求められ、仁^に・義^ぎ・礼^{れい}・智^ち・忠^{ちゆう}・信^{しん}・孝^{かう}などの徳目^{とくめく}が挙げられ、特に礼^{れい}について詳しく述べられている。「子曰^{こゝろ}く、上^{かみ}、礼^{れい}を好めば則^{すなわち}ち、民^{たみ}、敢^{あへ}て敬^{けい}せざる莫^なし」（「論語^{ろんご}」子路編^{しよろへん}・第13）つまり、上に立つ人が礼^{れい}を好んで莊敬^{しやうけい}であれば、民^{たみ}がこれを侮^{あなど}ることはなく、よく悦服^{えつぷく}して天下泰平^{てんかたいへい}をいたすことができる、ということ説^{せつ}いている。また「上^{かみ}、礼^{れい}を好めば、民^{たみ}、使い易^{やす}き也」（「論語^{ろんご}」憲問第14）とも言って、上に立つ人が礼^{れい}を好んで身

を修め、これを政事にほどこす時は、貴賤の分も定まって、上下の別も明らかになって民を用いることが易い、といっている。礼による政治は刑による政治に優るもので、天下を治めるには礼によらなければならないと説いて、「之を道みちびくに政を以ってし、之を齋ととのふるに刑をもつてすれば、民免れて恥無し。之を齋ととのふるに礼を以つてすれば、恥有りて且かつ格ただし」（「論語」第2章「為政第二」第3）と言っている。

わが国の国運も発展し、東アジア諸国間の緊張関係の中で、その緊張緩和の為の対外儀礼として、支那への朝貢がなされることとなった。これに伴い、文物や人物の相互の移動も盛んになって、大陸の礼法も我が国に伝えられることとなったと推測される。

第3節 聖徳太子の礼法

これらの大陸からの文化の影響も含めて、国内における諸制度の整備の時代になり、聖徳太子（574～622）によって、改めて日本の伝統と国体とにふさわしい礼法を統合する取り組みがなされていった。

まずは朝儀（朝廷における儀礼）を整えて、朝臣にこの励行を奨めていった。これは、対国内にあっては、氏族の中にはまだ独善に走る者の台頭が憂慮されていたため、天皇への君臣の義を正すためであった。また対国外にあっては国威を増して朝貢を脱して、隋との対等な外交をもって、独立国の威信を保ちつつ国防を図る必要があった。

推古天皇の御代（593～628）には摂政・聖徳太子のもと「朝儀を定むるの詔みことり」が下されている。朝廷に於ける礼を改めて、異国の風を採用されたものであろうと言われている。

秋九月、朝礼みかどいやを改む。因みて以つて之を詔して曰ふ。

「凡そ宮門を出入りする時には、両手を以つて地上に押し、両脚を曲げてしきみいて柵を越え、即ち立ちて行け」（日本書紀）

聖徳太子は、神仏の教えを中心となし、天皇を政の頂点まつりごととなし、上下の民が「礼」を重んじて仲良く暮らす理想的な国を造ることを目指された。有名な「十七条の憲法」（604年）は、第一条「和を以つて尊しとせよ」、第二条「篤く三

宝を敬へ」、第三条「詔みことりを承うけては必ず謹つつしめ」につづいて、第四条に「礼を以もつて本もととせよ」と記されている。すなわち、

「四に曰わく、群ぐん卿けい百ひゃく寮りょう、礼れいをもつて本もととせよ。それ民を治むるの本は、必ず礼れいにあり。上かみ礼れいなきときは、下しもとの齊せいわず、下しもとの礼れいなきときはもつて必ず罪あり。こをもつて、群ぐん臣しん礼れいあるときは位い次じ乱らんれず、百ひゃく姓せい礼れいあるときは国家こくわ自おのずから治おさまる」。

聖徳太子は神道・仏教・儒教など、多くの宗教の教えを統合して、わが国の歴史と精神にふさわしい道德律を導きながら、天皇への忠誠を道義となす礼節ある国家運営を目指された。現在につらなるわが国の礼法に基づく国体と文化の礎を築かれた。この国の形をつくられたのが聖徳太子であった。

また、隋の煬帝に小野妹子を遣わした国書のはじめに「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無しや、云々」とあり、これを見た煬帝は立腹し、「無ぼん礼いな蕃ばん夷いの書は、今後自分に見せるな」と命じた、と伝えられている（隋書）。「日出處」「日没處」は仏教語であったゆえ、暗に中華思想の冊封体制からの離脱を表明する文言として使われた。小野妹子は煬帝答礼使・裴世清とともに帰国、裴世清は難波宮の迎賓館で盛大な饗宴でもてなされた（推古天皇16年9月）。なお、小野妹子が煬帝からの返書を「百くだら濟じに盗ぬすまれた」と復命しているのは、倭国に隋への隷属を命ずる内容の事実上の破棄を意味したか。いづれにしても、聖徳太子は両国間外交の礼法における高度な攻防戦を闘われていたのであった。

第4節 礼の御奨励の詔勅と律令

以下歴代の天皇もしばしば詔みことりを下して、礼の奨励に意を注がれた。

天武天皇の御代（673～686）には「長上を拜するの詔」が下され、正月の節せち会えにおける拜礼の順を正し、宮中の秩序を整える内容であった（日本書紀）。

文武天皇の御代（697～707）には「諸司を戒むるの詔」が下され、官吏貴顕たるものの礼を正し、下民に垂すい範はんせんことを諭されたものであった（続日本書紀）。また、大宝元年（701）には日本最初の律令となった「大宝律令たいほうりつりょう」が制定された。「律」6巻・「令」11巻の全17巻であった。

元明天皇の御代（707～715）には「礼節を厳肅にするの詔」が下されている。ここには政を為すに当たって、礼の重要な所以が説かれ、役人に礼を正すべきことが諭されている（続日本書紀）

淳仁天皇の御世（758～764）の天平宝字元年（757）に「養老律令」が施行された。律10卷12編，令10卷30編であった。これは、その後に形骸化していったといえども、廃止されることなく幕末まで存続した基本法典となった。

平安京への遷都を経て、嵯峨天皇の御代（809～823）には、「服色の制を改むるの制」「服飾を制するの詔」「礼容を教習するの勅」「朝堂礼法の制」が次々と下された。

第5節 朝儀の格式による制定

さて、律・令に続いて具体的な細則を「格」「式」という。「格」「式」を編纂する構想は、平安京への遷都をなされた桓武天皇の頃からあったが、嵯峨天皇の時代に「造格式所」が設置されて、藤原冬嗣を総裁に、藤原葛野麻呂・秋篠安人・藤原三守・橘常主・興原敏久らが編纂に当たった。

弘仁11年（820）には藤原冬嗣が勅を奉じて「弘仁格」十巻を撰し、同時に「弘仁式」も撰進された。さらに宮廷の儀礼を記載した最古の典籍である「内裏式」が同十二年（821）正月に撰じられたのであった。

醍醐天皇（御在位897～930）の命により、延喜5年（905）、藤原時平らが編纂を始め、時平の死後は藤原忠平が編纂に当たった「延喜式」は、「弘仁式」「貞観式（貞観13年（871）弘仁式の改訂部分）」とその後の式を取捨編集し、延長5年（927）に完成。改訂の後に康保4年（967）より施行された。

このようにして朝廷の儀礼すなわち「朝儀」は、歴代の天皇が国を治めてゆく要として特に意を注いで、臣下とよく図り、詔勅によって示され、天皇自身も自らがその範となるように努められた。やがてこれらの朝儀の礼法は「律」・「令」・「格」・「式」などによって平安時代初期に具体的に整えられた。これらの典籍が後世の宮中および殿中における、またわが国における礼法の規範とされてゆくことになった。

第3章：東国武士と礼節－1 軍記物に現れた武士の礼節

第1節 武士の由来

武士における礼法を考えるにあたって、武士はいかなる時代から興ったのであるかを考えておくべきである。というのも、当世の歴史教科書には平安時代の半ばから地方において武士という人々が台頭し、政権を貴族から武家階級が奪ったかのように、階級闘争的に表現されているように見受けられる。しかし、それは正しい認識ではない。

古事記には、古代であって多くの戦があったことが記されている。中つ巻を遡ってゆくならば、第14代仲哀天皇の后：神功皇后じんこうこうこうの新羅遠征、第12代天皇景行天皇の皇子の倭建命やまとたけるのみことの東征、それに先立つ熊襲征伐、さらには初代神武天皇の東征が挙げられる。神武天皇を始め、ここに述べられている皇族方は自ら剣をもって、武將と軍を率いて、武力を持って国を平定し、国を建設し、時に外国の脅威から国を守ってきた。上つ巻に遡れば、天照大御神は邇邇ににぎのみこと雲命やに八尺瓊勾玉やさかにのまがたまと八咫鏡やたのかげと草薙剣くさなぎのつるぎを授けてこの国の政事を託した。今日に至るまで天皇の御身位を顕す三種の神器の中に剣があるのも、神道において剣が御神威を示す御神体とされているのも、その所以である。文も武も、わが国においては神代にまで遡ることができる。

天皇をお守りする氏族たちの内の、武を専らとして仕えた氏族が、すなわち太古における武士の姿であった。大伴・物部などの名が残されている。また律令制の進展につれて、各地方を守る国衛こくがに軍制が整えられたこと、また西国防防のため防人ぼくもりが徴兵されるようになった。これらも武士の姿であった。

海行かば 水漬みづく屍かばね

山行かば 草生くさむす屍

大君おおきみの 辺へにこそ死なめ

かへりみはせじのど（長閑には死なじ）

大伴家持「万葉集」巻十八「賀陸奥国出金詔書歌」（4094）

日本において武士は誕生以来、天皇を守る皇軍であった。ゆえに、ひとりひとともしも天皇に弓引くる武士はいなかったし、疑われるほど傲慢な武士は誅せられて

きた。また源氏・平家と並び称される武家は、それぞれ皇族が臣下の籍に降りる（臣籍降下）際に天皇から授かった氏であった。源氏は清和源氏・村上源氏など御門の名を頂く21流がある。平家も桓武平氏は桓武天皇の御皇孫の血筋である。源氏・平氏ともその名そのものが皇室の末裔であることを示し、皇室から官位をいただく軍事貴族であった。全国の武士を束ねた武家の棟梁は、朝廷より征夷大將軍の位を授かって幕府を開き、天皇をお守りし皇国をお護りすることを宗とした。

第2節 軍記物に現れた武士の礼節

太古より、武士において礼節は守るべき徳目のひとつとして尊重されてきた。その理由は、平時においては主従上下の身分・階級を維持するため、戦場にあっては秩序の維持と命令系統の徹底のためであった。

武士の礼節は、儀礼としてよりも、実際に平時および戦場で起こった具体的な出来事の物語を通じて、武士としてのあるべき姿、すなわち義・忠・勇・礼などの徳目が賞賛されて、語り継がれ、時に軍記物に書き留められてゆくなかで、武士の礼法が創られていった。そのいくつかを紹介する。

平安朝中期、朱雀朝の御代（930～946）に、関八州に平将門（？～940）なる者が割拠した折、下野の横領使・藤原秀郷が将門なる人物の器量を見定めようと、軍門に下るふりをして饗応を受けた。その際の将門の飲食等のふるまいが極めて粗暴・無骨・粗忽であった由、これでは大業をなすことは適うまいと、かえって平貞盛の群に合流した、という話が残っている。万人に将たらんとする程の者であれば、威儀も調い、拳措もまた莊重でなくてはならない。感情を露骨に現したりただ蛮勇を誇るような輩では人を感服せしめることはできない、という教えであろう。

後三年の役（1083～1087）の時、相模国の鎌倉五郎景正（1069～？）という武者が、清原武衡（？～1087）の兵の鳥海彌三郎という強弓の名手に左目を射抜かれた。しかし景正はひるまず、目に矢を立てたまま追いかけて彌三郎を討ちとった。陣中に帰り着いたところを、同輩の三浦平太郎為次が助けようと、つらぬき（毛皮製の沓）を履いたまま景正の顔を踏んで矢を抜こうとすると、

景正は刀を振って抵抗する。「どうしたのだ」と為次が問うと、「弓矢に当たって死ぬのは武士の本懐とするところなれど、生きながら面上を土足で踏まれては生きていられない。汝を殺して私も死ぬつもりである」と。為次はあきれるも合点し、膝をかがめて顔を抑えて丁寧^{ていねい}に矢を抜いた。これを聞いて景正の功名はいよいよ並びないものとなったと。(奥州後三年記)

ところで、後三年の役^{ほつたん}の発端は次のような次第であった。清原眞衡^{きよはらのまねむら}は鎮守府將軍であった清原武則^{たけのり}の孫で、その勢威は父祖に飛び越え、一族が皆々、家人被官^{ひかん}の礼をとる有様であった。眞衡がその養子成衡^{なりひら}の為に常陸国の住人多氣権守宗基^{むねもと}の女を娶ると、盛大な婚礼の宴を開いた。出羽の国の住人^{きみこのひでたけ}・吉彦秀武は清原眞衡の叔父で、前九年の役では一方の大將として武功があったが、この慶賀にも列席し、祝いの品として黄金をうずたかく盛った朱色の盤を捧げて庭に膝づいて眞衡に捧げたが、眞衡は折から奈良の僧との囲碁の勝負に夢中になって、これに気付かなかった。秀武は老いの力も尽き、非礼に耐え難く、憤然として黄金を庭に撒き散らし、郎党どもに具足をつけさせて、出羽の国に帰ってしまった。囲碁が済んでこれに気付いた眞衡は、秀武の無礼^{いきどお}に憤り、これを成敗^{せいばい}せんと諸軍を召集する、これによって後三年の役が起こってゆくのである。眞衡^{まんしん}は慢心^{まんしん}によって宿老^{しゆくろう}を遇するに礼を欠き、秀武^{たんにょ}は短慮^{たんりょ}によって宗家^{そうけ}への礼を欠いたのが戦の始まりとなったわけである。礼を欠くことが戦の発端になることは洋の東西を問わず今日にいたるまで極めて多い。

源平盛衰^{げんへいせいすい}記には、例えば平清盛の嫡男・平重盛の次男・平資盛^{たいらのすけもり}の摂政・藤原(松殿)基房公への狼藉^{ろうぜき}の一件(殿下乗合事件)など、平家一族の皇室や朝廷に対する非礼が多く記され、これが平家滅亡の原因となったこと、また木曾義仲^{きよなか}およびその家臣たちの京における無礼・狼藉が、後鳥羽上皇から源頼朝への義仲討伐への院旨^{いんじ}となってゆくこと、などが語られている。

平家物語の冒頭にあるように、礼法を忘れて奢^{おご}れる者は永く栄華を誇ることはできないのは必定^{ひつじょう}であった。

祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり、沙羅双樹の花の色、盛者必衰^{じょうしゅひつすい}の理^{ことわり}をあらはす。驕れる者久しからず、ただ春の夜の夢の如し。猛き人もつひには滅びぬ、ひとへに風の前の塵に同じ。(中略) 近く本朝を窺ふに、

承平の将門、天慶の純友、康和の義親、平治の信頼、これらは驕れる事も
 猛き心も、皆とりどりなりしかども、間近くは、六波羅の入道前の太政大
 臣 平の朝臣清盛公と申しし人の有様、伝へ承るこそ、心も言も及ばれぬ。

第4章：東国武士と礼節－2 頼朝・泰時の指導

第1節 頼朝と礼法

京の朝廷より征夷大將軍を拜命した源頼朝（1147～1199）によって建久3年（1192）に鎌倉に幕府が開かれて武家政権と呼ぶべき時代を迎えた。源頼朝は、戦時にまして平時における礼法の必要を痛感したものと思われる。礼法を奨励する意義は、まずは武士の相互の階級を正し、その秩序を維持し、和睦と団結をはかるためである。また、武士は国の治安を治めるため庶民の上に立つ役割を果たすための威厳と尊厳を保つ必要があったからである。かつての木曾義仲の狼藉や平家一門の傲慢が繰り返されてはならない。そのような振る舞いは貴顕の誘を受けるだけでなく、領民の侮りを買うことになるからである。

頼朝その人は、礼を重んじる人であったことが、多くの物語に遺されている。

源平盛衰記の（平清盛の五男）平重衡（1157～1185）との対面の条では、頼朝は一の谷で捕虜となり鎌倉に護送された重衡の器量に感服して、宴を設けるなど厚遇し、また妻の北条政子は侍女の千手の前を差し出している。頼朝はたとえ降人捕虜であっても、高位高官の人に対しては鄭重な扱いを心がけているのが判る。

吾妻鏡によれば、頼朝の奥州征伐の折に、その家人宇佐美実政が藤原泰衡の郎党由利八郎を生け捕ったと申し出た。しかし、天野右馬允則景も自分が生け捕ったのだと申し出た。そこで頼朝は両人が当日着ていた兜の色、馬の毛並みの色などを書きとめた上で、梶原景時に由利八郎に確かめさせたのであるが、梶原景時の由利八郎に対する振る舞いは極めて非礼であったため、由利八郎は怒り、答えなかった。その復命を受けた頼朝は、代わりに畠山重忠（1164～1205）に申し付けた。重忠は文武に秀でた人であったので、八郎に礼を尽くし言葉を尽くして丁寧（しょうせい）に問いただすと、八郎は大いに感じ入って、当日の詳細を語った。生け捕ったのは実政と判ったのであったが、重忠の礼に篤い心が八郎

の心を開いた訳であった。

建久6年(1195)3月に、南都奈良で頼朝を施主として東大寺再建供養が行われた。当日は天皇も臨御^{りんぎょ}あらせられ、公家諸臣を多く供奉^{くぶ}されて、参集する僧侶は一千人を超え、これを拜見しようという群集が境内の内外にひしめいた。頼朝は梶原景時に命じて鎮めさせようとしたのであるが、景時の言動は無作法・無礼であったため、群集の混乱は増すばかりであった。頼朝は結城朝光(1168～1254)を召して「取り鎮めよ」と命じた。朝光は群集に、この日の法要供養の意義を説き、人々の暴拳^{じゅんけん}の非を諄々と論したので、群衆は感嘆し、混乱も鎮まった、と伝えられている。

このような経験を通じて、頼朝は難しい交渉は礼儀正しい人によって解決されること、武勇ばかりの者には成し難いことを理解していったものと思われる。他にも、奥州征伐を終えた平時において、三浦義澄^{よしずね}邸への頼朝御成^{おなり}の宴^{うたげ}に際しての上総権介^{ひろつね}広常^{よしざね}の岡崎四郎義美との口論の事。あるいは、熊谷次郎直実^{なおざね}と久下権守^{なごみつ}直光^{ちかみつ}との武蔵国領地の境界争いにおける、直実^{ちかみつ}の逐電^{しやくでん}の事。多賀重行^{ゆき}が北条義時の子金剛(後の泰時)の前を馬上のまま打ち過ぎたのをたしなめて、頼朝は重行の所領を没収してしまった事、などなど。

頼朝が、戦時および平時の両局面において礼をわきまえる有徳の賢者であったゆえに、武士の政権が樹立・維持されたものと察せられる。

第2節 御成敗式目

源頼朝の礼を重んずる心は、執権の北条家に継承された。その執権三代目となる北条泰時(1183～1242)によって武家政治の規範となる御成敗式目^{ごせいはいしきもく}(貞永^{じょうえい}式目^{しきもく})五十一カ条が貞永元年(1232)に発布された。

第一条：神社を修理し、祭祀を専らにすべき事

第二条：寺塔を修造し、仏事等^{ぶつじょう}を勤行^{ごんぎょう}すべき事

第三条：諸国守護人奉行(=守護の権限)の事

と始まるその冒頭に、神仏への崇敬が先づ挙げられている。頼朝自身も、敬神崇仏の念の篤かったことは、鶴岡八幡宮造営や東大寺の造営供養などなど、多く記録されている。そもそも、源氏は八幡大菩薩^{はちまんだいぼさつ}を崇敬して戦に勝ち進んでき

た家柄であった。また、平家は厳島神社を崇敬するも、護国仏教の要である東大寺を焼き討ちするに及んで、天運に見放されたともいえよう。武家の式目において筆頭に神仏崇敬を上げるのは、わが国の礼法の淵源にもかなう姿であった。

東国武士の礼節は、頼朝の武功に基づいて立ち、泰時の式目しきもくによって成ったと言えよう。

第3節 武家における尊皇

先にも述べたとおり、日本において、武家は、天皇および公家に対抗する階級としてではなく、公家とともに天皇をお守りする存在でありつづけた。天皇家は京にあって歴代が代々の御代をお継ぎになられ、藤原氏の摂関家以下の大臣たちも政務を取り続け、律令体制は維持されている。皇族を祖にもつ軍事貴族の家柄である源氏および平家の志こころざしは、天皇をお守りして、この神国の秩序をお支えすることにあつた。

源頼朝および北条家の皇室への忠誠心については、後年に南朝の忠臣公卿・北畠親房きたはなけちかみさ (1293～1354) が「神皇正統記」にこの様に賞したほどである。「頼朝は更に一身の力にて平氏の乱を平らげ、二十余年の御憤りを休め奉りし。昔、神武の御時に宇麻志麻手命の中州を鎮め、皇極の御時に大職冠の蘇我の一門を滅ぼして、皇家を全くせしより後には、たぐい無き程の軍功にや」

頼朝が佐々木定綱に送った書状に「武士というものは、大方の世の固めにとて帝王を護り参らす器うつわものなり」とあつた。このように神国日本の武家にとっては、尊皇そんのうこそが武をもって仕える者としての本懐であつた。

承久3年(1221)に後鳥羽上皇(1180～1239)が鎌倉幕府追討の院宣を西国諸大名に発した「承久の変」の鎮圧にあたっては、鎌倉幕府は尊皇への忠と武門としての義の間に揺れた。

動揺する鎌倉幕府の家臣団に対して、尼將軍たる北条政子が「頼朝の恩に報い、院に讒言をなした者をこそ征伐すべし」という趣旨の檄を飛ばし、彼らの心をひとつに結束させた。「皆心を一にして奉るべし。これ最期の詞ことばなり。故右大將軍(源頼朝・筆者註)朝敵を征罰し、関東を草創してより以降、官位と云ひ俸禄と云ひ、其の恩既に山嶽よりも高く、溟渤よりも深し。報恩の志これ

浅からんや。而るに今逆臣の讒そりに依り非義の論旨りんじを下さる。名を惜しむの族は、早く秀康・胤義等を討取り三代將軍の遺跡を全うすべし。但し院中に参らんと欲する者は、只今申し切るべし。」(吾妻鏡・承久3年5月19日条)

増鏡には次のような物語も記しるされている。北条泰時は一旦は討伐軍を率いて鎌倉を出発したが、その翌日に単騎で鎌倉に戻り、父親である執権・北条義時ほうじょうよしとき(1163~1224)に「戦のあるべき様子や、大方の掟は、おっしゃるとおりに心得こころえました。ただし、もし鳳輦みづ(天皇)が親から先に立たれ御旗みはたを挙げ軍を率いられた時の進退しんたいは如何いたさばよろしいか」との問いに対して、義時は「その事である。そのような時は、兜を脱ぎ、弓の弦を切つて、ひとえにかしこまりを申して、身を任せ奉るべし」と答えている。院宣に呼応した大名は平定され、親幕派で上皇に拘束されていた西園寺公経が内大臣に任じられ、首謀者である後鳥羽上皇は隠岐島、順徳上皇は佐渡島にそれぞれ配流され、朝廷と公家による撰閥政治は継承されていった。

なお、鎌倉幕府は三代將軍・源実朝みなとのおさねとも(1192~1219)の没後に源頼朝の血筋が絶え、執権・北条氏は皇族より親王(宗尊親王、惟康親王、久明親王、守邦親王)を將軍として四代にわたって迎えている(宮將軍)。これは武家棟梁たる征夷大將軍じゅうざんは従三位以上の貴人(の家柄)でなければその政所まんどうを設けることができなかつたことによる。

一介いつかいの武士であれば、忠とは主君に仕えることで済むが、一廉ひとかどの将ともなれば、尊皇の志も弥増しになる。神国日本を元寇から守つた文永・弘安の役(1274・1281)の武士たちの奮戦あつばや天晴れ。その後の後醍醐天皇の論旨に呼応した楠木くすのき・赤松あかまつ・名和なわ・足利あしかが・新田にったらの北条氏追討へと、武士たちの主君への忠義を超えた、尊皇への忠義と礼節かいてんによって歴史は回天していった。

第5章：武家礼法の確立— 1 小笠原流・伊勢流、武家礼法故実書

第1節 小笠原家

鎌倉幕府から、続く室町幕府、江戸幕府において、武家の儀式典制制度が整えられてゆく必要に迫られて、いくつかの家柄、小笠原家・伊勢家・今川家・吉良家などがその任に当たり、朝儀にならって武家独特の礼法が確立されてゆ

く、そのうちの代表として小笠原家と伊勢家について述べる。

源頼朝は、加賀美三郎遠光^{とみつ}（1143～1230）およびその子長清^{ながきよ}（1162～1242）をして、射法の方式とともに、儀式典札に関する方式を制定させた。遠光は新羅三郎義光^{しんらぎさぶろうよしみつ}（1045～1127）の末裔で、小笠原家の祖である。弓馬の道「糾方」に詳しく、流鏑馬^{やぶさめ}・犬追物^{いぬおうもの}・笠懸^{かさかけ}・百手^{ももて}・大的^{おおまと}・小的^{こまと}・草鹿等^{くさじし}の儀式は鎌倉幕府の創成期に定められ、長清はこれに関わった。長清の「糾方」は長男の長経^{ながつね}（1179～1247）に伝わり、三代將軍の源実朝^{さねとも}の糾方師範^{きゅうほうしなん}を務めている。

二代・長経^{ながつね}には長忠^{ながただ}・清経^{きよつね}の兄弟があった。長忠の子孫は信濃を地盤^{ちばん}に総領家^{そうりょうけ}として発展し、清経の子孫は清経家として、ともに代々幕府に仕えてきた。

遠光^{とみつ}から七代の総領家^{そうりょうけ}に信濃守貞宗^{さだむね}（1292～1347）がいて、清経家の七代には常興^{つねおき}がいた。二人とも後醍醐天皇に仕え、弓馬の術を進講した。天皇からは伝承してきた武家礼法を整えるように命じられ、貞宗・常興が協力してまとめあげたのが「修身論」^{しゅうしんろん}「体用論」^{たいゆうろん}であり、後醍醐天皇に献上した。天皇より「小笠原は武士の定式なり」との御手判^{おてはん}と「王」の字を家紋に賜った。

足利將軍家の力が衰え戦国時代を迎えると、総領家が治めていた信濃国は、甲州の武田信玄に攻められ、当主・長時^{ながとき}は越後、伊勢と転戦し、京で十三代將軍の足利義輝に弓馬のことを教えたりした。長時の三男の貞慶^{さだよし}が武田との戦に勝って信州に戻り、深志城^{ふかしじょう}（現在の松本城）に入って小笠原家を再興する。

その間、清経家の十七代経直^{つねなお}（1542～？）は篤学の人で、総領家と転戦しつつ、京で有職故実を学んでいた。総領家の長時は清経家の経直を見込んで、永祿5年（1562）に鎌倉幕府以来小笠原家に受け継がれてきた「糾方」の道統を伝える証文を授け、伝書類を託した。

その後、総領家は家康に仕えて大阪の陣に従い、豊前小倉藩、肥前唐津藩をはじめ各地の譜代大名として続き、廃絶することなく明治を迎えている（なお、現在、小笠原流礼法の宗家を自称する小笠原敬承斎^{おがさわらけいしゅうさい}（1966～ ）は惣領家第三十二世当主小笠原忠統^{ただむね}（1919～1996）の実姉（村雲御所瑞龍寺門跡12世小笠原日英尼公）の孫にあたる由）。

一方、総領家から「糾方」を真に継承した清経家の経直は、慶長9年（1604）家康から召されて、京から江戸に移り、府内小川町雉子橋に屋敷を賜って、秀

忠の糾方指南役を仰せつけられた。また、幕府内の典礼つかさどを掌る高家こうけという役職に小笠原家は吉良家などともに列した。経直より二代を経てつねはるの常春には、八代將軍吉宗の命を受けて、古礼をたずねて騎射および歩射の儀式を定め、流鏑馬め・笠懸かさかけ・犬追物いぬおもの・百手ももて・草鹿くさじしなどの復興を成してその師範をつとめた。現在の小笠原宗家・弓馬術礼法小笠原教場第三十一世の小笠原清忠宗匠（1943～ ）は、この清経家によって伝えられた糾方・弓馬術礼法のすべてを唯一正統に継がれている。次世代は清基若宗匠（1980～ ）である。

なお、小笠原家は將軍家の指南役であったため、それは町衆に広まることのない「御留流おとめりゅう」であったはずながら、であったからこそと云うべきか、江戸中期に水島ト也という人物が「四季礼法」なる書を著し、この水島の流れを汲む人びとがその後の明治に入ってまで庶民向けの礼儀作法を「小笠原流」として唱えたため、その後の誤解と混乱を生むこととなった由。

第2節 伊勢流と伊勢家

伊勢流は平安期中ごろの武將で伊勢国の木造莊こづくりじょう（三重県一志郡）などを領有した常陸介平正度の末で、桓武平氏である。この一族から後に平清盛たいらのきよもり（1118～1181）が出る。さて正度より八世の孫の平俊継としつぐが豊前守びんぜんのかみに任じられて伊勢氏と称した。俊継の曾孫さだつぐの貞継が足利家に属して、御供衆おともしゅうに列せられて、代々が足利將軍家の殿中礼儀作法を掌って、その文章記録なども伝えていった。これにより伊勢家は京にあって足利將軍家の室町幕府まんどころしつじの政所執事を歴任して礼法の家柄と称し、後に伊勢流と名乗り、武家の礼法家となった。

その末裔の伊勢貞丈いせさだたけ（1718～1784）は、江戸期に七代將軍家重の頃、続いて武芸の復興に努める八代將軍吉宗に、伊勢流に伝わる有職故実ゆうそくこじつをもって仕えた。博覧強記で知られ、「貞丈雑記」をはじめ「武器考証」「軍記考首書」「軍器考補正評」「武家法度考」「故実三家異考」「安斎隨筆」「鎧具足弁」「刀劍問答」「烏帽子考えぼしこう」など数十の著作を残した。

第3節 武家礼法故実書

室町時代を中心にして、その前後に成ったと思われる武家の礼法故実書は相

当の数にのぼるとされる。後年に^{はなわ ほ きいち}塙保己一（1746～1821）がまとめた国文学の一大叢書である^{ぐんしよるいじょう}群書類従および^{ぞくぐんしよるいじょう}続群書類従、続々群書類従、新校群書類従などにより、弓馬礼に関するものを除いて、一般諸礼に関するもののみを挙げると次のようになる。

・三議一統大草紙・了俊大草紙・京極大草紙・小笠原入道宗賢記・伊勢貞観以来伝記・伊勢兵庫守貞宗記・伊勢六郎左衛門尉貞順記・貞順豹文書・伊勢貞興返答書・武雑記・伊勢加賀守貞満筆記・伊勢貞助雑記・条々聞書貞丈抄・伊勢守貞忠享御成記・殿中申次記・年中定例記・御供故実・走衆故実・大内問答・宗五大草紙・よめむかへの事・奉公覚悟之事・今川大双昏・御産所日記・産所之記・簾中舊記・嫁入記・大上臈御名之事 などなど。
室町將軍家の^{げんぶくしき}元服式、あるいは^{おなりき}家臣邸宅への御成記などの儀礼に関する記録、殿中での心構え、奉公人の心構え、宴席の心構えなど、多岐にわたる。

武家にとってはそれぞれの身分に従って、諸行事の礼法への知識や殿中作法への心構えなどが必修の学問であったことが伺える。

第6章：武家礼法の確立－2 —— 家憲家法 ——

第1節 ^{かけん かほう}家憲・家法

平安期に奥州で起こった^{ぜんくねん}前九年の役（1051～1062）・^{ごさんねん}後三年の役（1083～1087）は、武士にとってその礼法を練成する時代であった。源頼朝をはじめとするよき指導者を得て、ここに武士道の精華としての鎌倉幕府を開くこととなった。武家の威力はその後も結束を固めて、^{ぶんえいのえき}文永の役（1274）・^{こうあんのえき}弘安の役（1281）においては、^{しんい}ご神威たる^{かみかぜ}神風の助けを得て^{げんこう}元寇を打ち破り、この国を護ることができた。

しかし、その後は執権北条家の元での士気はゆるみ、各地で乱が現れていった。後醍醐天皇の倒幕に呼応して^{くすのき}楠木・^{あかまつ}赤松・^{なわ}名和・^{あしかが}足利・^{にった}新田らが馳せ参じて、六波羅探題に続いて鎌倉幕府を滅して建武の中興が成った。しかしその後、天皇の親政に武家の道理との折り合いがつかず、南北朝の混乱となった。足利氏によって室町幕府が京に築かれ、武家に建武式目・全十七条が発せられた（1336）。三代將軍義満の時には南北朝の和議も調い（1392）、つかのまの平

に申付、^{さて}扱六つ以前に出仕申べし。古語に、子にふし寅に起よと候得^{おき}ども、それは人により候。すべて寅に起て得分有べし。辰巳の刻まで^{そうらえ}臥ては、主君に出仕奉公もならず、又自分の用所をもかく、何の謂かあらん。日果むなしかるべし。

このように、誰にとっても判り易く実践し易い。以下に残りの項目を挙げる。

- 一、^{ちようず}手水の事 一、 拝みをする事 一、 刀衣裳の事
- 一、 髪を結う事 一、 出仕の事 一、 上意を受ける時の事
- 一、 為さざるべき時の事 一、 諸事人に任すべき事 一、 読書の事
- 一、 宿老に伺候する時の礼儀の事 一、 虚言申すべからぬ事
- 一、 歌道学ぶべき事 一、 乗馬の事 一、 朋友を選ぶべき事
- 一、 四壁垣根を修理すべき事 一、 門の事 一、 火の用心の事
- 一、 文武弓馬の事

第3節 武田信玄家法

^{たけだ しんげん}武田信玄（1521～1573）^{はるのぶ}晴信は東海・東山・北陸において十州を平定し、甲府城にあった。信玄が天文16年（1547）に制定した家法・甲州法度次第は上編55箇条、下編99箇条という規模であった。領国内の秩序維持のため、地頭の職権などを規定するとともに、武士としての心構えを示している。その中から礼法に関わる部分を紹介する。

- 一、油断なく^{ぎよう}行儀^ぎ嗜むべき事。
- 一、父母に対し^{いささか}聊も不孝べからざる事。
- 一、兄弟に対し^{いささか}聊も粗略べからざる事。
- 一、諸人に対し^{すこ}少しも^{かんたい}緩怠べからざる事。
- 一、諸礼油断なく^{たしな}嗜むべき事
- 一、仏神を信ずるべき事

第4節 黒田如水の教諭

^{くろだ じよすい}黒田如水（1546～1604）^{よしたか}孝高（= ^{かんべえ}黒田勘兵衛）は、^{はりまのくに}播磨国御着城主^{こでら}小寺氏の家老、^{もとたか}黒田職隆の長男として^{ばんしゆう}播州姫路城で生まれる。文武に秀でて、羽柴秀

吉の軍師として活躍。秀吉の没後は家康に就き、筑前に封じられる。如水は隠居名。洗礼名はドン・シメオン。彼が長子・長政^{ながまさ}をはじめとする子孫に残した教戒が残されている。

- 一、神の罰より主君の罰恐るべし。主君の罰より臣下百姓の罰恐るべし。その故は神の罰は祈り^{わびごと}で免れるべし。主君の罰は託言^{わびごと}して謝すべし。只、臣下百姓にうとまれては必ず国家を失う故、祈りも託言^{わびごと}しても、その罰はまぬがれがたし。故に神の罰、主君の罰よりも、臣下万民の罰は尤も恐るべし。
- 一、總じて国を守護するは大事なりとおもうべし。尋常の人とおなじく心得^{なり}ては成^{まず}がたし。先政道^{わたくし}に私なく、其の上我身の行儀作法を乱さずして、万民の手本に成るべし。また、其の平生嗜好^{へいぜい}事を慎み撰ぶべき也。主君の好事を諸士または百姓町人に至るまで^{もてあそ}翫ぶ物なれば大事の儀なり。勿論治世には文を用ひ、乱世には武をもって治ることはあり。さりながら治世に武を忘れず、乱世に文捨てざるが、もっとも肝要たるべし。世治りたりとも、大将たる人武を忘るる時は、第一軍法すたり、家中の諸士もおのづから心柔弱に成て、武道のたしなみなく、武芸も怠り、武具等も不足し、持ちたる武具は塵に埋れ、鐘の柄は虫^{すみか}の栖となり、鉄砲はさびくりて、俄^{にわか}なる用に立ず。かく武道おろそかになれば、平生軍法定まらずして、俄かに兵乱出来たる時は、如何せんと驚き騒ぎ、評定調わずして軍法立たず、喩へば^{かわき}湯^{のぞん}に臨^{ほろ}で井を掘が如し。武将の家^{ざんじ}に生まれては、暫時も武を忘るべからず。(略)
- 一、大将たる人は、威といふものなくては、万人^{おき}の押^{なり}え成^{なり}がたし。さりながら悪しく心得^{なり}て、態と我身に威^{こしらえ}を拵^{こしらえ}て付けんとするは、かえって大なる害となるものなり。その故は只諸人におおけらるる様に、身を持たずを威^{こしらえ}を心得、家老に逢ても、威高く事もなきに目をいからし詞をあらくし、人の諫^{いさめ}を聞入れず、俄^{にわか}に非^{とき}有^{とき}時^{とき}も、かさ押^{いさめ}に言まぎらし、我意を振舞^{いさめ}によつて、家老も諫^{いさめ}を言^{いさめ}ず、おのづから身を引く様に成り行くものなり。家老さえ斯の如くになれば、まして諸士末々に至るまで、只おちおそれたる迄にて、忠義のおもひをなす者なく、我構^{いさめ}をの

みして、奉公を實によく勤る事なし。(略) 誠の威といふは、まずその身の行儀を正しく、理非賞罰明らかなるは、強いて人をしかりおどす事はなけれども、臣下万民敬い恐れて、上をあなどり法をかるしむるものなくして、おのづから威備わるものなり。

そのほか、^{あさくらとしかげ}朝倉敏景(1428~1481)の十七箇条、^{ちようそ か べもとちか}長曾我部元親(1539~1599)の百箇条、^{かとうきよまさ}加藤清正(1562~1611)の七箇条、^{だて まさむね}伊達政宗(1567~1636)の壁書、^{こばやかわたかかげ}小早川隆景(1533~1597)の壁書、^{ほそかわただおき}細川忠興(1563~1646)の壁書、^{ほしな まさゆき}保科正之(1611~1673)の家訓十五條などがある。礼法もまた兵法であったと云えよう。

第7章：江戸時代の礼法－1 —— 徳川政権の礼法 ——

第1節 徳川幕府の諸法度

^{とくがわいえやす}徳川家康(1543~1616)は、慶長5年(1600)の関ヶ原の合戦を経て、豊臣氏に代わって武家の長となり、慶長8年(1603)には朝廷より征夷大將軍を拝命し、江戸幕府260年の基礎を築いた。8年後の慶長16年(1611)に將軍職を二代秀忠(1579~1632)に継承して駿府に引退し、「法三条」を公布して、徳川の施政の方針を天下に示した。

- 一、右大將家の如く、以後代々公方の法式、これを仰ぎ奉るべし、御目録出だし仰がれるにおいて、いづくんぞその旨を守るべし事。
- 一、あるいはご法度にそむき、あるいは上意にたがえる輩、^{やから}各国々隠し置かれるべからず事
- 一、各かかえ置き侍以下、もし叛逆を為し、人をを殺害の由、その届け有るにおいては、相かかえざるべからず事

右の条々もし相背の者、ご糾明遂げられ、嚴重の法度処されるものなり。
慶長十六年四月十二日

これによって、右大將家(=右近衛大將・その唐名は征夷大將軍、すなわち)源頼朝のように、鎌倉幕府以来の武門統治の継承を徳川家が相続してゆくことを天下にあきらかにした。続いて^{こせいはいしきもく}御成敗式目(1232)・^{じゆうえいしきもく}貞永式目・^{けんむしきもく}建武式目(1336)を参考にして起草した^{ぶけしよはつと}武家諸法度を公布した。十三か条の中で「礼」

に関わるものは次のとおり。

- 一、文武弓馬ノ道、専^{もつぱ}ラ相嗜ムベキ事。
- 一、群飲佚遊^{くんいんいつゆう}を制すべきこと。
- 一、衣装ノ品^{ひん}混乱スベカラズ。
- 一、雑人恣^{ほいまま}に乘輿^{じょうよ}すべからざること。
- 一、諸国諸侍、儉約を用いらるべきこと。

最初の条で、武家は文武と弓馬の道を専らにすることを薦めている。生活を正し、衣紋^{えもん}を正し、階級の別を明らかにして、社会の秩序を促し、儉約^{けんやく}をもって奢侈^{しゃし}を戒めている。武家としての礼節を知らしめようと教え導いている。

家康は、天下人として宮中の諸行事や儀典の復興に力を尽くし、疲弊した朝廷の威儀の修復につとめるとともに、禁中并公家諸法度^{きんちゅうならびにくげしよはつと}を二代秀忠、前関白・二条昭実^{にじょうあきざね}（1556～1619）の連署をもって発布して、天皇を含めた朝廷の政治的な位置づけを打ち出した。全十七ヶ条。

- 一、天子諸藝能之事、第一御學問也。
- 一、三公之下親王。（三公（太政大臣、左大臣、右大臣）の座次）
- 一、清花之大臣、辭表之後座位、可爲諸親王之次座事。（清華家の大臣辞任後の座次）

その他、撰関の任免・養子・武家官位・改元・武家伝奏・僧正、門跡、院家の任命叙任、紫衣・上人号の授与などに介入する方針を示した。

第2節 徳川家の礼法

家康は、小笠原氏を召して、鎌倉幕府・室町幕府から伝わる武家礼法の復興を奨励した。また、高家職^{こうけ}とその家柄を定めて、幕府の朝廷に対する諸礼と幕府内の儀礼を司らせた。吉良・今川^{いまがわ}・織田^{おだ}などの名家がそれである。戦国の世が終わり、それまで武功をもって徳川に仕えて来た武将たちにとっては、泰平の世となって、今後は秩序維持のための恭順が問われることとなった。礼法の復興と強化はそのための大事な政策であった。

因みに世に云う「忠臣蔵^{ちゆうしんくら}」は、元禄14年（1701）3月14日、江戸城殿中松之大廊下で、勅使下向^{ちよくしげこう}の饗応役^{きやうおうやく}のひとりであった赤穂藩主^{あこう}・浅野長矩^{あさのながのり}（内匠頭^{たくみのかみ}）

が、その礼法の指南に当たった高家・吉良義央（上野介）（1641～1703）に刃傷に及んだことに端を発する。礼法も時に命がけの問題に発展する一例である。

家康は元和2年（1616年）に駿府城において死去。その後、家康の御霊は東照大権現という神となって祀られることになった。日光に東照宮が壮大な伽藍で築かれるとともに、上野東照宮をはじめ、諸大名も各国で東照宮を造ってその御霊を祀った。今日も東照宮は全国で500社を超える。神として祀ることが、わが国の礼法においては最上級の処遇である所以である。

第3節 徳川吉宗の礼法

八代將軍徳川吉宗（1684～1751）は紀州の育ちにして、尚武の志高く、將軍就任（享保元年（1716））以降は、江戸の武家の士風の衰えたのを嘆いて武術を奨励した。綱吉の時代より廃止されていた放鷹を復興して、江戸五里四方を將軍狩獵の地と定め、しばしば自ら鷹狩を催した。鷹狩はわが国の古来からの宮廷武人の嗜みである。日本書紀には仁徳天皇の条にも記録があり、奈良時代には大伴家持や橘奈良麻呂の名が残る。中世より武家の嗜みとなった。大勢の武家を供奉した鷹狩りとなれば、將軍の嗜みという名目に加えて、兵馬の鍛錬でもあり、野戦を想定した軍事訓練と、幕府の示威行動の意味も込められた。

また、吉宗は弓馬の伝統の復興を推し進めた。小笠原家二十代貞政（常春）に命じて流鏑馬・笠懸などを復興させた。

第8章：江戸時代の礼法－2—— 武士道の確立 ——

第1節 武士道書に見る礼法

泰平の世となって、戦国の世が遠ざかってゆくに従って、武士にとっては改めて「武士とは何か」「武士道とは何か」が問われ、武士道に関する著作、いわゆる武士道書が多く出版されてゆくことになった。これらの書物には武士道を形作って行くべき礼法に関する記述も多い。その中から代表してまず「葉隠」を取り上げる。

「葉隠」は佐賀藩士山本神右衛門常朝（1659～1719）の言葉を、田代又左衛門陳基が筆記したものであり、葉可久礼・葉隠聞書ともいう。常朝は佐賀藩二

代藩主鍋島^{みつしげ}光茂の侍臣として仕え、主君の没後に剃髪して隠遁した。陳基は同じく佐賀藩主で藩主の祐筆をつとめた。33歳から39年に至る足掛け7年間、(常朝は52歳から58歳にかけて)常朝を閑居に訪ね、その語るところを書き留めて、纏め上げたものが「葉隠」であった。全11巻・1,343項におよぶ大著であり、その要旨は「武士道といふは、死ぬ事と見つけたり」の言葉で代表される、激烈な武士道観の確立にある。享保元年(1716)の出版。ここではその中から「礼法」に関わる記事を紹介する。

「人中にて欠仕候事、不嗜なる事にて候。ふと欠出候時は、ひたひを撫であげ候得ば止み申候。さなくば舌にて唇をねぶり口をひらかず、又は襟の内袖をかけ、手を当てなどしてしれぬ様に可仕事に候。くさみも同前なり。此外も心を付て可嗜事也。」

あくびやクシャミの予防にまで念のいった心構えが述べられている。
「招請に逢はば、さてもよき客振かなと思はるる様にせねば、客にてはなし。いづれ其の座のすべてを前方より腹に入れて行くが大事なり。酒などの事が第一なり。立しほが入つた物なり。あかれもせず、早くも帰らざる様に有度きなり。又常々の事にも馳走などしんしゃくを仕過すも却てわるきなり。一度二度云うて其上には夫を取持たるがよし。匁ず行掛りて留らるる時、杯の心得も是の如くなり。」招待されての客としての振る舞いにも細やかな礼法があることが記されている。特に酒の飲み方については心せねばならない。

「凡そ酒宴の様子はいかうあるべき事なり。心を付けて見るに、大かた只飲むばかりなり。そもそも酒と云う物は打上りきれいにしてお酒にてあれ。気がつかぬはいやしく見ゆるなり。大概人の心入れのたけも、酒の席にては見ゆるものなり。公界ものなり。」公界ものとは「公共のもの」「世間・公衆のもの」という意味である。酒の席は公共の場として、酒に酔いつぶれてはいけなないと、よくよく心すべきである。

「五六十年前までは、土は毎朝行水、月代、髪に香をとめ、手足の爪を切つて軽石にてすり、こがね草にてみがき、懈怠なく身元の嗜を専一とし、尤も武具一通は錆を付けず、塵埃を払ひ、磨き立てて召し置き候。身元をわけて嗜み候事、伊達の様に候へども風流の儀にて之なく、今日討死と必死の覚悟を極め、

もし無^{ふたしな}嗜^しみにて討死^{そうら}いたし候^うへば、平素^{へいそ}の不觉悟^{ふかく}もあらはれ、敵^{てき}に見限^{みかぎ}られ、不^ふ心得^{こころえ}の程^{ほど}、賤^{いや}しまるるものなれば、老若^{らうじやく}共に身元^{みもと}を嗜^しみ申^{まう}したる事^{こと}にて候^う。」
武士^{ぶし}にとっての身^みだしなみは、今日^{けふ}討^うち死^しにしてもよい必死^{ひつし}の覚悟^{かくご}ゆえの礼法^{れいぽう}であった。

その他の武士道書^{ぶしだうしょ}としては、中江^{なかつか}藤樹^{とうじゆ} (1608~1648)「文武問答^{ぶんぶもんどう}」寛永^{かんえい}18年 (1641)、宮本^{みやもと}武蔵^{むさし} (1584~1645)「五輪書^{ごりんしょ}」寛永^{かんえい}21年 (1644)、山鹿^{やまが}素行^{そこう} (1622~1685)「士道^{しだう}」寛文^{かんぶん}5年 (1665)、熊沢^{くまざわ}蕃山^{ばんざん} (1619~1691)「集義^{しゆぎ}和書^{わしょ}」寛文^{かんぶん}12年 (1672)、井沢^{いざわ}蟠龍^{ばんりゆう} (1668~1731)「武士訓^{ぶしくん}」正徳^{せいとく}5年 (1715)、貝原^{かいばら}益軒^{えきけん} (1630~1714)「武訓^{ぶくん}」享保^{きやうほ}元年 (1716)、大道^{だいでう}寺友^{じゆうざん}山 (1639~1730)「武道^{ぶだう}初心^{しんしん}集^{しゆ}」享保^{きやうほ}年間、津軽^{つがる} (喜多村^{きたむら}) 政方^{まさかた} (1682~1729)「武治^{ぶじ}提要^{ていよう}」享保^{きやうほ}年間、斎藤^{さいとう}拙堂^{せつどう} (1797~1865)「士道^{しだう}要論^{ようろん}」天保^{てんぽう}8年 (1837) などがある。これらの書物^{しょぶつ}によって武士道^{ぶしだう}は倫理^{りんり}・美学^{めいがく}・礼法^{れいぽう}として極められていった。

第2節 武士の戦場の礼法

前節は、泰平^{たいへい}の世^よの武士^{ぶし}の礼法^{れいぽう}であったが、そもそもの戦国^{せんごく}の世^よの戦場^{せんじやう}における礼法^{れいぽう}はどのようなものであったのか、泰平^{たいへい}の世^よにも物語^{ものがたり}として語り継^{ついで}がれ
て言った。その内の二話^{ふたわだかま}を、坂本^{さかもと}貞著^{さだちやく}「日本礼法史話^{にっぽんれいぽうしわ}」の名文^{なぶん}から紹介^{しょうかい}する。

「関ヶ原^{せきがはら}の役^{やく}に鳥居^{とりい}彦右衛門^{ひこえもん}元忠^{もとただ}は伏見城^{ふし見}に留守^{るす}したが、宇喜多^{うきだ}秀家^{ひでえ}の大軍^{たいぐん}に包圍^{ほうゐ}せられて城^{しろ}はつひに陥^{おち}つた。この時^{とき}元忠^{もとただ}は本丸^{ほんまる}の門^{かど}を開^{ひら}かせて攻め入^せる敵^{てき}を捲^まり立^たて部下^{こぶし}の勇士^{うちじに}も悉^{ことごと}く討死^{うちし}したので、今はこれまでと雑刀^{なぎなた}を杖^{えだ}にし石段^{いしだん}に腰^{こし}をおろして休息^{きゆうし}していた。ところへ紀州^{きしゅう}雑賀^{さいか}の兵^{へい}、雑賀^{さいか}孫市^{まごいち}といふものが馳^はせよつて鐘^{かね}をとりなほすのを見て、「我^{われ}れは当城^{たうじやう}の大將^{たいしやう}鳥居^{とりい}彦右衛門^{ひこえもん}なるぞ、首取^{くびと}つて功名^{こうめい}にせよ」といふ。孫市^{まごいち}「さては我等^{われら}しきの御手^{ごて}向^{むか}ひつかまつらんは勿体^{なげ}なし。御自^{ごじ}害遊^{がいゆう}ばされて御首^{ごくび}を賜^{たま}はり候^うへ」と答^{こた}へる。元忠^{もとただ}笑^{わら}って、「汝^{なんぢ}の申^{まう}すところ天晴^{あつぱ}れ神妙^{しんみょう}なり」と広縁^{ひろのち}に上^あり、肌着^{しるし}の上^{かみ}より脇差^{わきざし}を突立^つてると、孫市^{まごいち}首^{くび}を打落^{うちお}し掲^かげて引きかへしたのであった。ゆかしい戦場^{せんじやう}の礼法^{れいぽう}である。」

「当時^{たうじ}士人^{しにん}の服装^{ふくそう}も武^ぶばつたものを好み、親戚^{しんせき}故舊^{こきう}の会合^{かいごう}にも父祖^{ふそ}の武功^{ぶこう}を語り、刀剣^{とうけん}の好尚^{こうじやう}を誇^ほり合^あふのが常^{じょう}であった。秀康^{ひでやす} (徳川^{とくがわ}家康^{かへい}の子)

が越前に封ぜられた時、阿閉掃部あとしかもんといふ武功ほまの誉れ高かりし者を高禄をもつて召し抱へた。また粕伊勢こまいせといふ是も国中にて歴々の士きむらいであつたが、嫡子よろいに鎧つけぞの著初めをさせようと彼こまいせの掃部を招待した。さて饗膳もすみ祝ひの盃むしやぶりに及んだ時、『今日は愚息ぐそくが鎧つけぞの著初めにて候ま、御身の御武功の事、御物語候て、彼れに御聞かせ候へ』と請ふ。そこで掃部は、自分の上についてお話し申すべき程の武功はないが、一生の内に忘れがたい見事な武者振むしやぶりの士きむらいがあつたからそれを話し申さうと言つて、語りいでたのが次の物語であつた。『江州賤ヶ獄こうしゅうしずがたけの合戦に、暮方に、其一騎その、余呉よこの湖の渡りせうらを引き候ひしに、敵かたきと思しく後おぼより詞うしろを懸けし故、馬ことばを引き返し候へば、今朝せうらより稼うしろぎ候へども、よき敵かたきに会まひ申さず候。御人体ごんたいを見受け幸とこそ存じ候へ。御不詳おんふしょうながら御相手ごんあてになり申すべきとて、進み寄り候故、其れこそ此方も望む所にて候へとて、互たがひに馬を乗り放し、既に槍やりを合はせんとしけるに、その人、暫時しばし御待ち候へ。今朝せうらより雑兵ぞうへいを多く突き崩し候故せうらうゆえ、槍やりよごれて候ま、槍やりを洗あらひ候て御相手ごんあてになり候はんとて、余呉の湖に槍やりを打ち浸し、二三洗あらひつつ、『さらば』とて突き合あひしが、久しく勝負無かりし程に、日も暮れ果てて物の文目あやめも見えずなりぬ。其の時彼方あなたよりまた詞ことばをかけ、最早もはやや槍先やりさきも見えず候、御残りごんあて多くは候へども是までにて候。御暇ごんあて申し候べし。御名ごんあてこそ承りたく候。それがしは青木新兵衛あやめと申す者にて候とて、それがしの名をも承はり候て、此の後また陣頭せうらに出て会あひ候はば、互たがひに人手ひとでには懸り申すまじく候。もしまた味方せうらにて候ば、割り無じりき入魂いっこん致いたし候べし。さらばとて立ち別わかれしが、是れ程見事なる武士は遂なに見待みたらず。如何いかなり果て候にや』と語る。これは室鳩巢の駿台雑話にある一節である」

戦場における様々な武勇談は、こうやって語られるとともに、書籍として刊行され、また歌舞伎や文楽の義太夫節、さらには落語、講談などでも語られていった。これらの芸能はただの娯楽ではなく、日本人としてのあるべき倫理と礼法の教導の場でもあった。

第9章：江戸時代の礼法－3 —— 寺子屋の教科書と石門心学 ——

第1節 寺子屋

庶民の子女のための教育施設であった寺子屋は、その起源を室町後期にまで遡ることができるが、江戸期の太平の世となってから、特に元禄のころになると、京・大阪・江戸などの都市のみならず、地方の城下町やその近在も含めて多くの寺子屋が設けられた。その教育内容は文字の読み書き手習いを中心としたもので、いわゆる識字率の高さだけでなく、論語などの漢籍や教訓書などの優れた教材を通じて、礼法、修身などの上でも大いに教育効果を果たした。ここでは、寺子屋でよく使われた教科書の内容を紹介し、そこで行われた庶民の礼法教育の内容を推察する。

第2節 ごじょうくん 五常訓

江戸中期の教訓書。全5巻。貝原益軒（1630～1714）著。宝永八年（1711）五条訓とは「仁義礼智信」の五つの徳を説いたもの。その内の「礼」については、次のように述べられている。

「礼は心につゝしみありて人をうやまふを本とし、萬事を行ふに則^{のり}に従ひ正しく理^{ことわり}あるを文とす。則^{のり}とは作法^{さほう}なり」と言う。孝経に「礼は敬のみ」と言い、朱子も「礼の本は人を敬ふにあり」と言っている。人を敬うということは、心のつつしみより起きるものであり、またその人をあわれむ心より出づるものである。故に朱子はまた「礼は仁のあらはれたる也」とも言っている。

第3節 やまとぞっくん 大和俗訓

江戸中期の教訓書。全8巻。貝原益軒（1630～1714）著。宝永5年（1708）刊。儒教道徳をもとに、特に婦女子を対象とした実践倫理を説く。益軒十訓の一つ。

言語の条に、非常にわかりやすく礼に適う言葉づかいについて教えているので、ここに挙げる。

「言^{ことば}は心の声なり」という如く、人の心のあらわれであるから、一言たりと

もみだりに発すべからずとあり、「言は必ず信にすべし。かりそめの少なる事にもいつはるべからず」と言い、「言を出すに其言さわがしからず、おだやかなるは其心のやしなひあるなり。もし言を出すに騒しくけはしきは、心のやしなひなしと知るべし」と戒めている。

また、「辞は簡要を尊ぶ。ことば多く無用の枝葉繁ければ、きく人は勞れる。同じ事を繰り返しかへせば飽いてしまふ。その人の前でほめるのは諂に近い。ほめることあらば他人に向かつてせよ。その人に向つて過を正すはよし。蔭で誇るは礼ではない」などと論している。

その他、主君・父母・兄・夫に対する言葉遣い、身分の上下による言葉遣いを詳しく教えている。

第4節 実語経

平安時代末期から明治初期にかけて普及していた庶民のための教訓を中心とした初等教科書である。弘法大師の作と伝えられているが、恐らくは僧侶の手になったものであるという。平安時代は武家階級に用いられたものを、江戸時代には寺子屋で習字本兼修身書として用いられた。例えば次のような言葉が載せられている。

父母には朝夕に孝せよ 師君には昼夜に仕へよ 交友は諍う事勿けれ
己が兄には礼敬を尽くし 己が弟には愛顧を致せ
老ひを敬ふは父母の如くに 幼を愛するは子弟の如し 我他人を敬すれば 他人もまた我を敬せん 己人の親を敬せば 人もまた己の親を敬せん
山高きがゆえに貴からず、木有るをもつて貴しとす。
人肥えたるがゆえに貴からず、智あるをもつて貴しとす。

など。時代を超えて、世代を超えて、わが国の教訓書として愛読されてきた。

第5節 心学

児童に道を説く寺子屋の他に、成人に人を説く講として、京に石門心学という教えが興り、老若男女の多くの聴衆を集めた。その内容は儒教のみにとらわれず、老荘思想、神道思想、仏教思想も取り入れて総合された教訓であり、専

ら体験を基とし、事実を本として具体的に判りやすく説いたものであった。自己の心が天地自然と一体であり、その心が正直で素直であると確信し、それを人生の中でありのままに生かすことで、^{どんよく}貪欲や^{じゃしん}邪心をおさえることができるとし、正直・勤勉・儉約・質素などを説いた。特に商家においての、正直・儉約・質素こそが繁栄の条件であり、商家が栄えてこそ社会の繁栄にも通じると商売の徳を述べた点は、士農工商の最下に位置づけられていた商人たちにとって大きな心の励みとなった。

石門心学の祖である^{いしだ ばいがん}石田梅岩（1685～1744）は丹波国桑田郡東懸村（現：京都府亀岡市）に、百姓の次男として生まれる。11歳で呉服屋に丁稚奉公に出る。享保12年（1727）35歳の時に出逢った在家仏教者の小栗了雲に師事して思索を深め、43歳の時に長くつとめた呉服屋を辞めて、45歳の時に京の車屋町の借家の自宅^{と ひもんどう}で無料の講座を開き、後に『石門心学』と呼ばれる思想を説いた。著作に「都鄙問答」がある。

当初は男子のみを対象としていたが、聴講を望む婦女子も多く、障子越しに拝聴を許された。聴衆の数は三百人・五百人に及んだ。多くの弟子の中で^{てじま}手島^{と あん}堵庵（1718～1786）は師の講席を引き継いで全盛を成し、「新実語教」「男子前訓」「女子前訓」「女冥加訓」「子守唄」などの著作を残した。また堵庵の弟子の中澤道二（1725～1803）はこの石門心学を江戸に伝え、はじめは^{かや ばちよう}萱場町に、後に神田に講席を設けた。門人によって「道二翁道話」が残されている。柴田^{きやうおう}鳩翁（1783～1839）は43歳で心学の講師となり、巧みな話術で聴衆を魅了した。眼病を患い45歳で失明したが、諸方に遊説し、武家や公卿まで帰依する者ができるほどとなって、心学を大成した。養嗣子一作（^{ふたやまゆうおう}二山遊翁（1678～1744））が筆記して刊行した「鳩翁道話」は数多い心学書の中の傑作とされている。

これら石門心学の門人たちによって著された判りやすい教育書は、庶民の成人にも読まれ、また寺子屋での教科書としても大いに使われていった。この江戸の時代には、階層を幅広く越えた多くの人々によって道義と礼法を学ぶ機会が高く満ち溢れていたのである。

第7節 藩校および私塾

徳川期の幕藩体制において、全国に276の藩の中で藩士の育成のために255の藩に藩校が設置されていた。今でもその面影を残すものに弘道館（水戸）、日進館（会津）、明倫館（長州）、岡山学校（岡山）など。そのほか、興讓館（米沢）、進脩館（中津）、弘道館（佐賀）、時習館（熊本）、造士館（薩摩）などの名が残る。

藩校での教育内容は文武両道を尊び、四書五経の素読と習字と武芸を中心に、江戸後期には蘭学や国学なども加わえられていった。藩校は藩士教育を目的とするものであったが、庶民の通学を許した藩もあった。

この他に、優れた教育者の元に子弟が参集して教えを受ける私塾が多く営まれた。中江藤樹（1608～1648）の藤樹書院（近江）、伊藤仁斎（1627～1705）の古儀堂（京）、時代はくだって廣瀬淡窓（1782～1856）の咸宜園（大分）、シーボルト（1796～1866）の鳴滝塾、大塩平八郎（1793～1837）の洗心洞塾（大坂）、篠崎小竹（1781～1851）の梅花塾（大坂）、緒方洪庵（1810～1863）の適塾（大坂）、吉田松陰（1830～1859）の松下村塾（萩）など。それぞれの志をめざしたそれぞれの学問が、礼法に則りながら、熱心になされた。

第8節 家元制度

泰平の時代の文化興隆に合わせて、茶道や華道、能楽、邦楽、さらには武芸にいたるまで、様々な芸道においてその子弟人口は急速に伸びてゆく。庶民にとってはこれらの芸道においても礼法を学ぶ善き機会となった。その中から、師匠から一定の水準の技芸に達した弟子へ免許状を発行することを軸に、家元制度が興ってくる。

それぞれの芸道の頂点に家元を立つる。家元はその芸道の技術を教える師匠たちの頂点に君臨する。家元は主に世襲によって後継される。その家元を有力な弟子たちが職分として支える。この職分も世襲されることがある。市井の師匠たちはその芸道を教えることを許され、その免許発行権を家元が持つ。さて市井の弟子たちはその師匠から芸道を段階的に許されてゆき、最終的には皆伝を授かる。家元より免許を得て、初めて自身の弟子を設けることができる。こ

の制度によって元禄期以降に門人は各階層にわたって爆発的に広がっていった。多くの諸芸道がこの優れた家元制度という仕組の恩恵によって今日まで流儀を継承することができた。それは、この制度全体が尊いものを尊ぶ日本の礼法の精神に則っているためであろう。

第10章：江戸時代の礼法－4——女子の礼法教育——

第1節 「乳母のふみ」

女子の礼法教育については、鎌倉時代あたりまで遡って考えてみる事ができる。この頃から女子のための教訓書が登場するからである。

「乳母のふみ」は「庭の訓」ともいい、阿佛尼（1222～1283）の著である。鎌倉時代の半ばの書。乳母が姫君を諫める言葉として記されたものである。阿佛尼は鎌倉時代中期の女流歌人。奥山度繁の娘（養女）。順徳天皇の皇后・安嘉門院に仕え、四条または右衛門佐と号した。出仕中の10代で初恋の失恋の失意から出家を決意し尼となったが、30歳頃に大納言・藤原為家の側室となり、冷泉為相（＝冷泉家初代当主）らを産む。十六夜日記の著者としても知られる。「乳母のふみ」は己の娘に贈った教訓書であったと思われる。

「人のいみじうつらき御事候とも、「いろに出て人に見えんは、はづかしかりぬべきこと」とおほしめして、さらぬかほにてはありながら、さすがに「うやとは」覚えて、ことずくなるやうに、御もてなし候へ。また、うれしう御心にあふ事候とも、こと葉に、「うれしや、ありがたや」など、おほせごとあるまじく候。云々」と。心を色に表さないのが女性のたしなみとされた。

「人のすがた、もてなしなどは、むまれつきたることにては候へども、それも、さすがに心むけにより候へは、ほのかならんうしろでも、こはごはしからぬやうに、みさほに（＝上品に）もてなせば、よろしくはなとか見えざらんと覚え候。」と。容姿には生まれつきもあるであろうとも、ふるまいに気をつければ良く見えるものであると。

つつましく、素直で、恥じらいのあるのが当代の貴族の女子に求められるたしなみであった。

第2節 「めのとのさうし」

めのとのさうしは、室町時代の婦女の心得や宮仕の故実等を記した教訓書。堂上女子の心得、化粧、遊芸、贈物などの事柄から有職故実について、平安時代の例などを引いて細やかに記されている。江戸時代の女大学などのような儒教色はまだ無く、源氏物語などに代表される王朝文化に相応しい女子の姿が求められている。

「目は（中略）なつかしう、うらうらと見出し候へばよく候」「はなは（中略）あひかまへて、しろくおんけはひ候まじく候、さし出て見にくき物にて候」「御口は（中略）いかによき口つきも、おもふさまに笑みひろげ、のどのあな見え、したのひろき、口わきより泡ふく垂りて、ものいへば、いかにうつくしき口つきも、あしくなり候」など、目・鼻・口に関わる礼儀について細かく述べている。

第3節 武家における女列伝

武家の家庭では、特に女子の貞操について厳しく教え、実践するように躰けようになった。特に「いざ鎌倉」という際には、留守の家を護って責任を一身に負うべき毅然たる女性が求められた。そこで、武家においてあるべき女性の武勇伝、すなわち女列伝、あるいは烈女伝ともいうべき説話が語り継がれるようになった。例えば、

・北条政子（1157～1225）の説話：

鎌倉幕府を開いた源頼朝の正室。伊豆国の豪族、北条時政の長女。伊豆の流人だった頼朝の妻となり、頼朝が鎌倉に武家政権を樹立すると御台所と呼ばれる。夫の死後に落飾して尼御台と呼ばれた。

建武4年5月16日の富士の巻狩に、息子の12歳の頼家が鹿を射止めたので、喜びのあまり頼朝は梶原景高を使いとして、御台所の政子に報告させた。政子は喜びの色を見せず「武将の嫡子が野山の鳥獣を獲たればとて何の珍しいことがあらう」との挨拶であったので、景高は面目を失って退いた、と、息子の手柄に一喜一憂しない武家の女性像がここにある。

・^{まつしたげんに}松下禪尼（？～1282？）の説話：

鎌倉幕府の御家人、安達景盛の娘。北条時氏の正室。鎌倉幕府の第四代執権・北条経時、五代執権・北条時頼の母。

『徒然草』184段に、障子の切り貼りを手づからしてみせて、執権である時頼に儉約の心を伝えたという逸話がみえ、昭和期の国語教科書などにも取り上げられた。

・^{くすのきまさつら}楠木正行（？～1348）の母の説話：

南朝の忠臣、^{くすのきまさしげ}楠木正成の夫人。

父、正成戦死の報に、子の正行が悲しみをこらえ切れず、仏間へ駆け入って腹を切って死のうとすると、子の気持ちを十分に知りながら、正行に向かい、「お前は桜井の駅の遺訓を忘れたのですか。父亡き後は、父の遺志を継ぎ、仇なす敵を討ちなさいということではなかったのですか。それを切腹とは何事ですか」と刀を取り上げ、強く戒めた。正行は母の言葉に恥じ入り、改めて南朝のために誠忠を尽くすことを誓い、その後、幾度となく出陣、鬼神も泣かせる働きをし、四条畷に散り、その名を歴史に留めた。烈婦の母親の薫育により、子は世に^{しょうなんこう}小楠公と呼ばれる豪雄なる忠臣となった。

・^{うりゅうたもつ}瓜生保（？～1337）の母の説話：

建武4～延元2年（1337）、越前国金ヶ崎城の新田義貞救援にむかった5人の息子のうち、^{たもつ}保と^{ぎかん}義鑑の二人が足利方との戦いで戦死。柚山城でこれを聞いても動揺することなく、大将の脇屋義治に酒をすすめ、人々の士気を鼓舞したという。

・^{さなだのぶゆき}真田信之の妻・^{こまつひめ}小松姫（1573～1620）の説話：

徳川四天王の一人、本多平八郎忠勝の娘に生まれたが、徳川家康の養女となる。上田藩、のち松代藩の藩主・真田信之（^{のぶゆき}信幸）の正室となる。

関ヶ原の役に、真田一家は東西に分かれて、父子兄弟が相い争うこととなった。真田昌幸は二男の幸村とともに豊臣側につき、嫡子信之は家康に従って会

津討伐に従い、下野しもつけの小山おやまに留まった折、舅しゅうとである昌幸が居城である上田城に向かう途上、小松姫が留守を守る沼田城に立ち寄り「孫の顔が見たい」と所望しょうぼうした。これに対し小松姫は戦装束いくさしょうぞくで舅の前に現れて「敵味方となった以上、義父といえども城に入れるわけにはいかない」と申し出を断った。程なく昌幸が近隣の正覚寺で休息を取っているところへ小松姫は子供を連れて現れ、昌幸の願いをかなえた。これにはさすがの昌幸、信繁（幸村）父子も感心しきりであったという。また、関ヶ原の合戦で西軍が敗れ、昌幸、信繁父子が紀伊国の九度山くどやまに追放になった後も、食料を届けるなど配慮を怠らなかったという。小松姫の筋を通す人柄がうかがえ、良妻賢母の誉れも高かった。「留守の城 守り通した 小松姫」（「沼田カルタ」より）

第4節 江戸期の女訓書

江戸期となり、寺子屋などでの教科書として、多くの女性への教育書が出版された。なお、これらは、武家の女のためだけの訓戒ではなく、儒教精神等を基にした、広く庶民の女のために教えられたものであった。

・「女實語経」おんなじつ こぎょう

初刊行は元禄8年（1695）の文台屋治郎兵衛板。和文によって書かれた女子への教訓書。内容は女性の心持ちの大切さを述べており、忠・考・礼などの教訓を簡条書きにした代表的な女子教訓書の一つ。女性によって著されている（作・書・挿絵）のが特徴である。「女——」とは、前項で紹介した伝・弘法大師作の「實語経」に倣って付けられたものであろう。

「品勝れたるが故に尊からず、心ただしきを以って尊しとす。
容うるはしきが故に貴からず、才あるを以てよしとす。」

「婦人、礼を正しくすれば舅姑きゅうこに義あり、嫁として礼儀なければ父母の名を下すことあり。」

・「女訓孝教」じょくんこうきょう

北越芝藩の尾本先生の著とされる。

「婦人の道は義理の二をよく弁え、人を先にし己を後にし、夫、舅姑に能くつかへ、兄嫂女公を敬ひ、織繡紡績の事を勤め、万事儉にして費を省き、家内和同し、召使ふ者を憐み、他人を敬ふは、是庶人の妻の孝なり」と、舅、姑に仕える法としての礼を説く。

・「女大學」

江戸時代中期から女性の教育に用いられるようになった教訓書である。ここである「大学」とは四書五經のひとつである大学のことを言う。貝原益軒が著した『和俗童子訓』を元に作られたと見られ、1716年（享和2年）に刊行されている。全十九条。益軒の妻、東軒が益軒の趣意に基づいて著述したものとも言われている。

「一、（一）女子は成長して他家へ行き、舅姑に仕へるべきものであるから、男子よりも親の教をゆるがせにしてはならぬ。父母が寵愛して自由に育てれば、夫の家に行つて必ず氣随に振る舞い夫に疎まれ、また正しい舅の教を耐え難く思い、舅を恨み誹つて仲が悪くなり、ついには追い出され恥をさらす。女子の父母は、自分の教なきことを言わずして、舅夫が悪いとのみ思うは誤りなり。これみな女子の親の教なきゆえなり。」

「一、（二）女は形よりも心の勝れるを善とすべし。心映えの悪い女は心騒がしく、眼を恐ろしく見出して人を怒り、言葉が荒く物の言い方が悪く、口聞きて人に先立ち人を恨みねたみ、我が身を誇り人をそしり笑い、自分が人に勝つたという顔でいるのは、みな女の道に違えるなり。女はただ和らぎ従いて、貞信に情け深く静かなるをよしとす。

「一、（六）婦人は別に主君なし、夫を主人と思ひ敬い慎みて仕えるべし。軽んじ侮るべからず。総じて婦人の道は人に従うにあり、夫に対するに顔色言葉使い懇懇にへりくだり、和順なるべし。おごりて無礼なるべからず、これ女子第一の務めなり。夫の教訓あればその仰せに背くべからず。疑わしきことは夫に問うてその下知に従うべし。夫が問うことあれば正しく答ふるべし。その返答がおろそかなるは無礼なり。夫がもし腹

を立て怒るときは恐れて従うべし。怒り争いてその心に逆らうべからず。女は夫をもって天とす、返す返すも夫に逆らって天の罰を受けるべからず。」

「一、(九) 言葉を慎みて、多くすべからず。仮にも人を誹り、偽りを言うべからず。人の誹りを聞くことあれば、心に納めて人に伝え語るべからず。誹りを言い伝えることで、親類とも仲悪くなり、家の中が納まらず。」

その他、熊沢蕃山(1619~1691)の「女子訓」をはじめ、また「女四番」「女論語」「内外訓」「女誠」「女かがみ」「女訓抄」「鑑草」「女今川」など、女子訓書は充実していった。

以上のように、わが国において女子に対するあるべき姿への礼法教育は、家庭において親から娘へ、また寺子屋において多くの優れた女子訓書によって、詳細になされてきた。特に「女大學」は大東亜戦争期まで、わが国の女性教育の規範としてあった。それゆえに、明治維新以降は、先進的な人々には打ち破るべき因循姑息の象徴として、その批判の矢面にも立たされていったのであるが、それでも日本女性の強さと美しさ、気高さと尊さを保ってきた教えであった。

今日、自由にあふれ、男女機会均等が云われながら、一方でまた様々な異様な世相も見られる状況に至って、また明確な女子教育の規範が見えにくい現状を鑑みるに、改めて女子教育において「女大學」に述べられている訓戒を学びなおすべき秋ではないかと思われる。

日本に生まれた女子に対して、これまでの日本をつくってきた、そしてこれからの日本を作ってゆくべき「あるべき日本の女子の姿」を教えることが大切である。またこれは男子にも言えることであり、男子には、これまでの日本をつくってきた、そしてこれからの日本を作ってゆくべき「あるべき日本男子の姿」を教えることが大切である。わが国においては礼法教育がこれを担ってきたのであった。

第11章：明治維新以降

第1節 社会階級の撤廃と風俗の変遷

嘉永5年（1853）ペリーの黒船来航以来，国論を沸騰させた尊王攘夷・幕政改革等は，幕臣・朝廷・公家衆をはじめ多くの憂国の勤皇志士たちの奮闘を経て，慶応3年（1867）10月14日の大政奉還，同年12月9日の王政復古の大号令，明治政府の樹立，戊辰戦争，と，開国への大転換がなされていった。いわゆるこの明治維新の一連の改革の主眼は，この神国日本を，かの印度や支那のような西欧列強諸国の植民地にさせてはならないという，国防上の強い危機感によって動かされていた。すなわち，西欧列強諸国からの干渉・侵略に対抗しつつ，政治にあっては天皇を中心とした新政府を樹立して中央集権国家としての統率を一層に強くし，経済にあってはこれまでの鎖国政策から海外への開港政策に転換し，海外諸国との通商と交通を活発にして相互の経済効果を充実し，近代産業を興して国富を養い，諸藩の武士にかわって平民からの徴兵制によって国軍を創設して国防力を高める。近代国家としての体制と実力を整えて，わが国の独立を維持し国威を發展させようというものであった。

幕府の最初の^{まんえんがんねんけんべいしせつ}万延元年遣米使節（安政7年（1860））をはじめ，数次の使節団が欧米を視察し，また岩倉使節団（明治4年（1871）11月～明治6年（1873）9月）が約2年間に欧米諸国12カ国の状況をつぶさに見聞きして帰国するに及んで，わが国の制度や風俗など，あらゆるものの近代化，欧州化が急務であるとして，大胆な改革を断行していった。わが国における例を見ない大改革の中で，わが国の礼法もまた混乱の時を迎える。特に江戸時代までの社会秩序を維持し，尊王攘夷を遂行させた武士が，その依って立つ立場を失うこととなったのは，皮肉なことであった。これらの試練を超えて，我が国民は和魂洋才の言葉に表されているように，これまでの礼法の魂は継承しつつも，これまでのそれに代わる，新たな近代国家・大日本帝国に相応しい国民の礼法を獲得せんと模索してゆく。

て、自由の寝起ねおきの出来るのが即ち開化の散髪頭ざんぱつあたま』と広告していた。世間では「半髪頭はんぱつあたまを叩いて見れば因循姑息いんじゆんこそくの音がする。総髪頭そうはつあたまを叩いて見れば王政復古の音がする。ジャンギリ頭を叩いて見れば文明開化の音がする」という俗歌が流行はやった。

さらに明治9年(1876)3月には士族の廃刀が禁じられた。廃刀令の内容は「大礼服ナラビニ軍人警察官吏等制服着用ノ外帯刀禁止」つまり大礼服・軍人・警察以外の帯刀を禁ずるものであった。武士にとって刀は武士の魂であったゆえに、これには極めて大きな抵抗もあり、士族の反乱も全国各地で巻き起こった。その最大の抵抗が西南の役せいなんのえき(明治10年(1877))であった。それらがことごとく鎮圧されてゆくにおよんで、いたしかたのない時代の趨勢として受容されていった。

第4節 洋装・洋食

明治政府が洋服制を採用したのは明治4年(1871)5月、親兵および海軍の軍服を定めたのが最初で、次いで5年(1872)11月には朝廷の礼服として洋服が採用され、大礼服・通常礼服が制定された。これより先に4年(1871)8月には諸官庁に椅子を用い、靴を履いて登庁することが奨励された。

一般社会もこれに倣って、洋服を着用し、洋食を嗜み、洋風家屋を建築する者が現れるようになった。

洋食を供する料理店も増えた。特に四足料理、すなわち牛肉料理が文明開化を象徴する料理であった。明治4年(1871)の仮名垣魯文うしやぞうだんあによる「牛店雑談安愚楽鍋ぐらなべ」には次のような記述がある。

「士農工商・老若男女・賢愚貧富おしなべて牛鍋食はねひらけぬやつば開化不漢奴と鳥なき里の蝙蝠傘こうもりがさ、鳶合羽とんびかっばの翅つばさ」を広げて、遠からん者は人力車、近くは銭湯ゆがえり、湯熨くすりぐい、薬喰みるく、牛乳かんらく、乾酪(洋名チーズ)、乳油ちちあぶら(洋名バター)、牛陽たけりは殊いさまよくに勇潔みやげ、彼の肉陣の兵糧いと、土産いに買ふも最と多き。云々」

第5節 鹿鳴館

外務卿井上馨(1836~1915)は、かねてより不平等条約改正交渉、特に外国

人に対する治外法権の撤廃を喫緊の外交問題ととらえ、日本が文明国であることを示すため、欧米風の社交施設を建設して外国使節を接待することが必要と考えた。こうして鹿鳴館は明治16年（1883）にイギリスの建築家ジョサイア・コンドルの設計によって竣工した。外国からの賓客や外交官を接待するために、日本側の華族にも西洋風のマナーを急遽に学ばせた。ダンスを踊れる日本人女性が少なかったため、ダンスの訓練を受けた芸妓が舞踏会に動員されていたことがジョルジュ・ビゴーの風刺画に描かれ、さらには高等女学校の生徒も動員されていたという。舞踏会だけではなく、皇族や上流婦人の慈善バザーも重要な催しであった。

井上の急激な欧化政策を伴う鹿鳴館外交への風当たりは次第に厳しいものとなり、さらに条約改正案（外国人判事の任用など）が世間に知られると、大反対が起こった。面目を失した井上は明治20年（1887）9月に外務大臣を辞任した。この明治16年から20年まで（1883～1887）の期間は「鹿鳴館時代」と呼ばれている。なお、施設は昭和15年（1940年）に解体された。

第6節 日本婦人論

さて、封建的観念からの人々の解放は福澤論吉^{ふくざわ ゆきち}（1835～1901）の生涯の宿願であったが、日本の家庭における婦人の地位は旧態依然たるものがあつたので、この解放のために立論したものが「日本婦人論」である。明治18年（1885）に8回にわたり時事新報社説として発表せられた。その中で「舊来の婦人は全く男子に隷属していてをつて責任ある地位を与えられなかったが、宜しくこれを改むべきである」と述べている。反響が大きかったので「日本婦人論・続編」10編を時事新報社に掲載、これは明治19年（1886）に単行本として出版された。

「これまでは頻りに女大學^{しき おんなだいがく}の文句に付て夫れ是れと論じたれども、是れは所謂徳教^{いわゆるとくきょう}の文にして、世間一般この文句の通りに事を行わるべきにもあらず。（中略）女大學の文句論は是れきりにて止めにしたし、（中略）、聊^{いささ}か婦人の身の有様を説き、その不幸を救うて以て日本國人の家の繁昌のためにし又國の勢力のためにせんと欲するものなり。」

これらの「婦人論」は多くの女性たちを鼓舞することとなり、福沢諭吉は女性解放運動の先駆者と目されるに至る。

第12章：礼法復興への取り組み

第1節 外国人から見た日本の礼

明治維新による急激な西洋文化への移行と、それに伴う日本固有の文化が廃れようとしている中で、海外からの訪問者には日本人にいきわたる礼の高さへの驚嘆の声が挙がることとなった。また、急速な西洋化への懸念も語られている。「日本賛辞の至言33撰」（ごま書房・平成20年）より一部を紹介する。

- ・エドワード・シルベスター・モース（1838～1925）は明治10年（1877）年に来日、東京大学の招聘により動物学・生理学を教える。日本文化をこよなく愛した。

「外国人は日本に数ヶ月いた上で、徐々に次のようなことに気がつきはじめる。即ち彼は、日本人にすべてを教える気でいたのであるが、驚くことには、また残念ながら、自分の国で人道の名において道徳的教訓の重荷になっている善徳や品性を、日本人は生まれながらに持っているらしいことである」

- ・イザベラ・バード（1831～1904）はイギリス人の旅行家。明治11年（1878）に来日、東北から北海道まで旅した。日本が女性でも安全に旅ができること、多くの日本人が誠実で礼儀正しく、親切であったことに驚嘆している。

「人びとの礼儀正しい態度、そしてすべてのふるまいに、私はただただ感心するばかりだった。それは美しいものであった。とても礼儀正しくしかも親切。イギリスの大きな港町で多分目にするふるまいと較べてなんと違うだろう。」

- ・ラフカディオ・ハーン（1850～1904）は明治23年（1890）に39歳で来日、島根県松江中学校の英語教師となる。翌年には熊本第五高等中学校に赴任、後に東京帝国大学で教鞭を取る。日本の美しさに憧れ、西洋を野蛮とまで云い、日本が日本でなくなってゆくことを惜しんだ。

「日本の場合は危険がある。古くからの質素で健全な、自然で節度ある誠

実な生活様式を捨てざる危険である。質素さを保つかぎりには、日本は強いだろう。しかし、贅沢な思考を取り入れたなら、弱くなっていくと考える。」

日本人の礼儀正しさ、正直、親切、盗みをしないこと、それらがあらゆる階層の人々、貧しい人びとにも及んでいることは、西洋人にとって驚くべきことであったようである。日本の礼法のなせるわざであった。

第2節 小笠原家の取り組み

明治維新によって、これまで日本の礼法を担ってきた多くの人々が多大なる混乱を蒙ったと思われる。中でも礼法家として知られる小笠原家の周辺の急変は如何ばかりであったろう。以下に小笠原清忠著「小笠原家 弓と礼のころ」(春秋社：平成20年(2008))よりその当時の様子を紹介する。

「幕末動乱の時代、当主として小笠原家を率いたのは、二十八代清務^{きよかむ}(1846-1913)でした。清務は將軍目代^{もくだい}として、文久二年(1862)十四代將軍家茂に和宮(孝明天皇の妹宮)が降嫁^{こようがかり}された際には、御用掛を命ぜられています。

明治時代になって何が変わったかといえば、それは侍の社会という、武家礼法そのものの基盤がなくなったということです。江戸時代まで礼法を必要としていたのは、殿中、つまり江戸城内に登城できる武士だけです。もしくは宮中に昇殿できる公家だけです。

実は公家にしても武家にしても、親から基礎は教えられている。各家々で小さいときから「しつけ」なり「たしなみ」なり、そういう基礎となる行儀作法というものは、親から伝えられているわけです。逆に言えば、それを教えていない家というのは、武家でも公家でもありません。小笠原が武家礼法を指南するといっても、あくまでもそうした家々で習得した基礎の上に成り立ってきたわけです。それが明治になってなくなってしまったのです。

その結果、本来は家庭で習得すべき「しつけ」なり「たしなみ」が、礼法の位置を占めるようになりました。武士から庶民へ。新時代になって、

求める層も求められる内容も変化したということです。

そこで、礼法を守ってきた小笠原家の当主、清務は何をしたかということ、学校教育、特に女学校教育を重視したのです。なぜかということ、女性はいずれ結婚し、やがて子供が生まれ、母親になります。子供に最初に接する人間が母親ですから、母親が子供に「しつけ」なり「たしなみ」を、礼法の基本として教えられるようにするのがいちばんだろうと考えたわけです。」

こうして、小笠原清務は、住まいのあった神田区（現・千代田区）の区議会議員となったのを契機として、区内の小学校を中心に礼法科設置を建議する一方で、明治12～13年頃には次世代を担う女子への礼法教育に積極的に関わってゆく。明治15年（1882）からは東京女子師範学校（現・お茶の水女子大学）で、新時代にふさわしい「立礼式」礼法を教え、明治28年からは華族女学校（現・学習院女子大学）でも「礼法」を教え始める。

「ところが、明治18年（1885）、^{もりありのり}森有礼が初代の文部大臣になると「なぜ徳川幕府に仕えていた小笠原が、新時代に礼法をやらねばならないのか」という議論が起きました。森氏は薩摩（鹿児島県）出身です。明治になって門閥の絶対的な束縛はなくなりましたがけれども、維新に功のあった薩摩や長州（山口県）の出身者が政官界で重きをなしたのは、ご存知のとおりです。その結果、公教育における礼法というものが、いったん途絶えかけました。」

第3節 良妻賢母

^{もりありのり}森有礼（1847～1889）は薩摩藩士の子として鹿児島に生まれ、最初は造士館で漢学を学んだが、藩立洋学校・開成所で英学講義を受講する。慶応元年（1865年）に五代友厚らとともにイギリスに密航、留学しロンドンで長州五傑（井上聞多（馨）、遠藤謹助、山尾庸三、伊藤俊輔（博文）、野村弥吉（井上勝））と会い、その後はロシアを経由してアメリカに留学する。明治維新後に帰国すると^{ふくざわ ゆきち}福澤諭吉（1835～1901）・^{にしあまね}西周（1829～1897）・^{にしむらしげ き}西村茂樹（1828～1902）・^{なかむらまさなお}中村正直（1832～1891）・^{かとうひろゆき}加藤弘之（1836～1916）・^{つだ まみち}津田真道（1829～1903）・

箕作秋坪^{みつくりしゅうへい}（1826～1886）らと共に明六社を結成する。

明治18年（1885）、第1次伊藤内閣のもと初代文部大臣に就任し、東京高等師範学校（→東京教育大学→筑波大学）を「教育の総本山」として日本の教育政策を練ってゆく。また、「良妻賢母教育」こそ国是とすべきであると声明。翌年それに基づく「生徒教導方要項」を全国の女学校と高等女学校に配っている。この点は伝統的礼法に適っていたと思われるが、急進的な改革と、英語国語化論者と見なされたこともあり、明治22年（1889）2月11日の大日本帝国憲法発布式典の日に国粹主義者に切りつけられて死去。43歳。このように教育の方針決定はかくも命がけの課題であった。

この「良妻賢母」という言葉は、『明六雑誌』上で、中村正直が「文明社会を作るには賢い母、良い妻が必要だ」と主張して使い始めたもので、伝統的礼法観に裏打ちされつつ、明治維新の新しい国家観のもとでの、女性の新しいあるべき姿として提起された。

なお、中村正直は、昌平校で学んだ儒官であり、幕府遣英留学生の監督として渡英。帰国後、明治3年（1870）にサミュエル・スマイルズの「Self Help」を「西国立志編」の邦題で翻訳出版した（100万部以上を売り上げた）、福澤諭吉とならぶ啓蒙家として知られている。キリスト教にも関心を持ち受洗。女子教育・盲啞教育にも尽力、明治23年（1890）からは東京女子高等師範学校の初代校長を務めている。「良妻賢母」とは、このような明治の最高峰の教育者からの言葉であった。

その後、明治24年（1891）に雑誌「女鑑」^{じょかん}の発刊趣意のなかで、「女鑑は、貞操節義なる日本女子の特性を啓発し、以って世の良妻賢母たるものを育成するのを主旨とする」と宣言され、多くの国民の信任を得て、この理想の女性像は明治26年（1893）に発足する高等女学校制度に生かされ、大東亜戦争の終戦にいたるまでの女子教育の根幹となってゆく。

第4節 新渡戸稲造「武士道」の礼

新渡戸稲造（1862～1933）が、明治33年（1900）に英語で出版した「武士道：Bushido: The Soul of Japan」は世界に日本人の精神の崇高さを教えるものと

なった。世界17カ国に翻訳されているこの「武士道」全17章の中の第6章に「礼」と題された章があり、小笠原清務宗匠の言葉が引用されて、紹介されている。

「作法の懇懃鄭重は日本人の著しき特性として、外人観光客の注意を惹くところである。(略)真の礼は(略)他人の感情に対する正当なる尊敬、したがって社会的地位に対する尊敬を意味する。(略)最も著名なる礼法の流派たる小笠原流宗家〔小笠原清務〕の述べたる言葉によれば、「礼道の要は心を練るにある。換言すれば、絶えず正しき作法を修むることにより、人の身体のすべての部分及び機能に完全なる秩序を生じ、身体と環境とが全く調和して肉体に対する精神の支配を表現するに至る」 新渡戸稲造著・矢内原忠雄訳「武士道」

日露戦争の外交交渉のためアメリカに渡った金子堅太郎(1853~1942)(当時は第4次伊藤博文内閣の司法大臣)がハーバード大学留学時に面識のあったセオドア・ルーズベルト大統領にこの『武士道』を手渡したところ、大統領はその晩に一気に読了して、50冊ほど買い求めて、ヘイ国務長官以下の主要閣僚や友人に配った、という話が残っている。

世界に「武士道」を通じて日本文化の精神性を広めたこの書籍は、「礼」の国・日本の姿を正しく伝える一冊であった。このころには明治27年(1894)内村鑑三著「日本及び日本人」(後に「代表的日本人：The Representative Men of Japan」に改題)、明治39年(1906)岡倉天心著「茶の本：The Book of Tea」など、日本人の手による英語で書かれた日本文化紹介の書籍が多く出版された。これらの書籍も日本の「礼」の素晴らしさを世界に、そして国内にも証明するものとなった。

第13章：国民礼法の建設へ

第1節 教育勅語の^{かんぱつ}煥發

「教育ニ関スル勅語」(明治23年(1890))は、明治維新以後の大日本帝国における政府の教育方針を明記した勅語である。一般的に教育勅語という。

明治維新以降の急速な文明開化、極端な欧化主義の中で、国民の間にいささ

か功利主義的な風潮が広まるようになり、新しい風俗と旧来の日本文化との間に混乱が生じるようになった。特に鹿鳴館時代の急進的な欧化政策への反省から、日本固有の歴史と伝統を踏まえた教育の方針を定めようとする要望が興ってきた。明治23年（1890）2月26日の地方長官会議では、岩手県令石井省一郎より、矛盾した道德教育の在り方を根本的に改善する要求があった。

当時の文部大臣であった芳川彰正^{よしかわあきまさ}（1841～1920）は、この大任を榎本武揚前^{えのもとけあき}文部大臣より引継ぎ、親任式に際して明治天皇より「徳教の事に十分力を尽せ」とのお言葉を賜り、教育勅語の完成に向けて奔走。法制局長官井上毅^{いのうえこし}（1843～1895）を起草者にして、明治23年（1890）10月30日に煥発された。

ここに国民教育の基準と国民道德の根幹が明らかに示された。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ
 我カ臣民クク忠ニクク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我
 カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
 爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆
 ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
 世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
 壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス
 又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
 斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ
 古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
 成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ
 明治二十三年十月三十日
 御名御璽

第2節 皇學館の創設と令旨

わが学園の前身である神宮皇學館は、明治15年（1882）4月30日に神宮祭主・
 久邇宮朝彦親王^{くにおみやあさひこ}（1824～1891）の令達を奉じて、皇学研究のため、内宮の宇治
 橋の向かい側に位置する林崎文庫に創設された。

明治20年(1887)に宇治浦田町に、同29年(1898)に宇治館町に校舎を移転、同33年(1900)2月に神宮祭主・本館総裁・賀陽宮邦憲王の令旨を賜る。以後、本館の建学の精神に基づく教育理念を示したものとして奉戴している。

賀陽宮邦憲王令旨

神宮皇學館教育ノ旨趣ハ、皇國ノ道義ヲ講ジ、皇國ノ文學ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ倫常ヲ厚ウシ、文明ヲ補ハントスルニ在リ。

夫レ業勤メザレバ精ナラズ、事習ハザレバ達セズ。況ンヤ本館期スル所ノ學ノ重且大ナルニ於テヨヤ。

本館學生深ク此旨ヲ體シ、常ニ師長ヲ敬重シ、館則ヲ遵守シ、黽勉努力、以テ他日ノ成業ヲ期シ、夙夜敢テ怠ルコト勿レ。

明治三十三年二月十八日

皇學館大学の設置(明治15年(1882))は、皇国の再構築のために、教育勅語の煥発(明治23年(1890))に先駆けて発起されたものであり、賀陽宮邦憲王令旨は、教育勅語の精神を踏まえた上で、さらに皇国の再構築を託して本学園に与えられた教育理念であると、考えることができるのではないか。我ら皇學館大学で学ぶ者としての使命の重大なるを自覚しなければならない。

第3節 ぐんじんちよくゆ 軍人勅諭

武士階級に代わって、この国を守るべき新しい軍事力は大日本帝国軍が担うこととなった。この将兵の団結こそが国の守りとなる。太政官制のもとに設立され、明治維新の大改革を軍事力によって支えてきた帝国軍であったが、反乱士族の鎮圧、特に維新の回天の偉業を共に果たした筈の薩摩士族との西南戦争、続く多くの旧士族や知識階層が身を投じた自由民権運動などの社会情勢により、軍部内部にも心理的な動揺がひろがっていたという。

これを抑え、精神的支柱を確立する意図で1878年(明治11年)10月に陸軍卿やまがたありとも山縣有朋(1838～1922)が起草し、全陸軍将兵に「軍人訓誡」が印刷配布された。これを基にして、1882年(明治15年)1月4日に明治天皇が陸海軍の軍人に下賜した勅諭が軍人勅諭である。正式には『陸海軍軍人に賜はりたる勅諭』にしあまねという。西周が起草、ふくち福地源一郎・いのうえ井上毅・いのかし山縣有朋によって加筆修正された

とされる。

序文では、従来の武士道の伝統を継承しつつ、わが国における武徳の源を神武天皇の東征に、武士のそれを大伴氏・物部氏に遡って、神武建国以来の軍の継承者として帝国軍人を位置づけ、格調高く謳いあげている。

我国の軍隊は、世々天皇の統率し給ふ所にぞある。

昔神武天皇躬みづから大伴物部の兵どもを率なかつくにゐ、中国のまつろはぬものどもを討ち平たかみくらげ給ひ、高御座つに即かせられて、天下あめのしたしろしめし給ひしより、二千五百余年を経ぬ。

此間世このあいだの様の移り換したがへて兵制へいせいの沿革またしほなりき。

古いにしえは天皇躬みづから軍隊を率おんおきて給ふ御制おんおきてにて、時かありては皇后皇太子の代かわらせ給ふこともありつねど、大凡兵権おおよそへいけんを臣下ゆだに委ね給ふことはなかりき。

(中略)

汝等皆其職ひとつことを守り、朕わがと一心ひとこころになりて力を国家の保護に尽さば、我国の蒼生は永く太平さいへいの福を受け、我国の威烈いれつは大いに世界の光華こうかとなりぬべし。

朕わが斯くも深く汝等軍人に望むなれば、猶なほ訓諭おしえすべき事こそあれ。
いでや之を左ひだりに述べむ。

その本文には五つの徳を掲げて、それぞれの意義を具体的に論じている。その題目のみをここに記す。

- 一、軍人は忠節を尽すを本分とすべし。
- 一、軍人は礼儀を正しくすべし。
- 一、軍事は武勇とうゆうを尚たうとぶべし。
- 一、軍人は信義を重んずへし。
- 一、軍人は質素を旨とすへし。

勅諭の末尾には、次のように記されている。

右の五ヶ条は軍人たらんもの暫しばしも忽ゆるがせにすへからずさて之を行はんには一まごころの誠心こそ大切なれ抑此五ヶ条は我軍人の精神にして一まごころの誠心は又五ヶ条の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言かげんも善行かざりも皆うはへの装飾にて何の用にか立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況ましてや此五ヶ条は天地の公道人倫の常経じょうけいなり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓をしえに

したが 遵ひて此道を守り行ひ国に報ゆるの努を尽さは日本国の蒼生奉りて之を悦
ひなん朕一人の懌のみならんや

明治十五年一月四日

御 名

今日において、教育勅語と同様に、軍人勅諭もまた国民に教えられていない訓教書であるが、大東亜戦争までは、日本国民にとっては軍人のみならず幅広い階層の人々に理解され、暗誦されていた五つの徳目であった。この中にある「忠節」「礼儀」「武勇」「信義」「質素」こそ日本帝国軍人の美徳であり、強さの源泉であった。

近年、東アジアの一部の国より、根柢なく、わが国の軍人の非道行為なるを中傷する声がある。他国の軍人は知らず、神国日本の帝国軍人に限っては、この軍人勅諭の崇高な徳目を目指して教育されていたのであり、断じてそのような非道行為は有り得ない。お国の護りのために散華された多くの英霊の名誉のために、私たちはこの軍人勅諭を思い起こすべきである。

なお、さらに政府が発した詳細な礼式として、明治34年には「陸軍礼式（令）」が、大正三年には「海軍礼式令」が公布され、以下、数次の改定がなされて、現場の士気の向上に運用されていた。この他に、政府が制定した礼法に「警察礼法」および「監獄礼法」等がある。

第4節 礼法室

京都をはじめとする小学校・中学校・女学校等には、礼法教育の充実とともに、大勢の生徒を同時に礼法指導するための工夫として、礼法室（または作法室）とよばれる立派な座敷が作られた。床の間と棚と付書院のある広々とした書院（広間座敷）と、茶道の稽古ができる小座敷が併設されることが一般的であった。例えば昭和6年（1931）竣工の京都市立明倫小学校（現・京都市芸術センター）の校舎4階には、78畳の堂々たる広間と20畳の小座敷（現・茶室「明倫」）からなる作法室が現在も残されている。

さらには、明治28年（1895）より日本が統治した台湾、および明治43年（1910）より日本が併合した朝鮮の中学校・師範学校にも、人びとに本土並み

の高度な教育が施されるようにと、多くの立派な礼法室が作られて、作法および茶道・華道などの教育が行なわれて、日本人としての自覚と素養が養われた。

茶道家による学校茶道、華道家による学校華道の取り組みとともに、また武道家による学校での柔道および剣道の指導などによって、様々な学校教育の中での日本人としての礼法教育は充実していった。

第5節 礼法要項

昭和16年（1941）5月に文部省より「礼法要項」が公布された。これまでの礼法を集大成して礼法教育の規範を示したもの。その冒頭には「君臣の義、父子の親、長幼の序、上下の分、みな礼により自ら齋ふ、すなわち礼は徳の太宗であり、人倫の常経であって国民の必ずつつしむべき要道である」と述べられ、「小にしては身を修め、家を齋へ、大にしては国民の団結を強固にし、国家の平和を保つ道である」と説かれている。

前編は、姿勢・最敬礼・拝礼・敬礼・挨拶・言葉遣ひ・起居・受渡・包結・服制。後編は、皇室に関する礼法、家庭生活に関する礼法、社会に関する礼法、その3章のそれぞれについて項目が立てられて規範が詳細に示されている。

明治維新以来の混乱期を経て、大日本帝国の国民に相応しい礼法のあり方が、ここに示された。これまでの小笠原家に代表される礼法家の尽力により、教育界で広がっていった「礼法」教育の充実の成果であった。また背景には大東亜戦争の只中であって真に国民の団結をはかり、勝利に導こうとする祈りがあったかと推察される。これほどに国民の礼法は、一国の盛衰にも関わるものであった。

第14章：終戦後の礼法

第1節 終戦の詔勅

昭和20年8月15日正午に日本放送協会から全国民に、昭和天皇がポツダム宣言の受諾を趣旨とする「終戦の詔勅」を音読されたものが放送された。後に言う「玉音放送」であった。

この詔勅をもって、日本軍約300万人は軍律を守りつつ、粛々と武装解除し

た。このような完璧な形での降伏は他にあったであろうか。陛下の「惟^{おも}フニ今後帝國ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾^{ちんじしんみん}臣民ノ衷情^{ちゅうじょう}モ朕善ク之ヲ知ルシカ然レトモ朕ハ時運ノ趨^{おもむ}ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍^たヒ難キヲ忍^{かた}ヒ以テ萬世ノ爲ニ太平ヲ開カムト欲ス」「若シ夫レ情ノ激スル所濫^{みだり}ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞^{はいせい}排擠互ニ時局ヲ亂リ爲ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム」というお言葉に逆らうことのできる帝国軍人はほとんどいなかった。誠に大日本帝国の礼法が天皇陛下をもってその源となしていた所以であろう。

第2節 連合国総司令部の礼法破壊

本来、ポツダム宣言の受諾は、国体護持を条件としての軍事的降伏の受諾であったが、占領統治下において連合国総司令部GHQはわが国の内政に深く関与して、これまでの日本人の精神的強さの根源に当たるものをことごとく封殺しようと試みた。当然に「礼法」もその対象となった。この作業は、国内の報道各社に事前検閲が為される中で、あたかも日本政府の手によって自発的に改定されたかように見せるなど、極めて巧妙に、かつ徹底して行なわれたため、今日なおその後遺症からの脱却が模索されているわけである。また日本人の礼法への従順さは利用されもした。日本人が守るべき礼法の部分を持って、日本人の精神を変革してゆこうとしたからである。

昭和20年（1945）9月27日、昭和天皇はアメリカ大使館公邸でマッカーサー元帥と会談、この際の記念写真では陛下は礼服に身を包み直立不動の姿勢であられるのに対して、マッカーサーは敢えて夏の略式軍装にノーネクタイというラフな格好で両手をズボンの後ろポケットに入れている。あまりに不敬な写真に内務省は回収を試みたが、総司令部はこれを制止。新聞に掲載されたこの写真の衝撃は大きく、これによって敗戦の意味を理解した国民も多かった。

昭和20年（1945）12月15日 総司令部は政府に対して「国家神道・神社神道に対する政府の保証・支援・保全・監督ならびに弘布の廃止に関する件」なる覚書が発せられた。いわゆる「神道指令」であった。この結果、伊勢神宮・靖国神社・全国護国神社を初めとする多くの官幣社への運営に政府が関与することが制限されることになった。これらの神社はその活動を国家へ貢献する姿勢

を弱めた形に改めて、新たに宗教法人格を取得して存続せざるを得なくなった。

昭和21年（1946）1月元日の官報に昭和天皇は「新年ニ当リ誓ヲ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス国民ハ朕ト心ヲツニシテ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ」と題された詔勅を發表された。その冒頭には明治天皇の五箇条のご誓文が全文引用されたうえで、

「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。」^{あら}「天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。」^{あきつみかみ}「朕ノ政府ハ国民ノ試練ト苦難トヲ緩和センガ為、アラユル施策ト経営トニ万全ノ方途ヲ講ズベシ」^{ほうと}

と、国民を励まされた。これを新聞は総司令部の意をくんで「人間宣言」と表題をつけて、「天皇は自らが神であることを否定された」と喧伝した。詔勅の中には「人間」「宣言」の文字は無いにも関わらず、総司令部の意図は天皇の神格を貶めることにあった。

「神道指令」の影響は、（昭和15年（1940）4月より文部省所管の官立大学となっていた）わが神宮皇學館大學にも及び、昭和21年3月13日に「詔令」を賜つて廃校を余儀なくされるに至った。

勅令

朕神宮皇學館大学官制廃止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和21年3月13日

内務大臣 男爵 幣原喜重郎 文部大臣 安倍 能成

総司令部の暴挙には枚挙に暇が無いが、大日本国憲法の廃止と新・日本国憲法の制定が最も罪深い。総司令部によって1週間程度で「マッカーサー草案」が英文で策定され、昭和21年2月13日に政府に手渡され、和文での憲法改正案を強要された。同年11月3日（天長節の日）に公布、昭和22年5月3日に施行。この日は国民の祝日とされる。

昭和22年（1947）3月31日には教育基本法が制定された。ここには、「われ

われは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。われわれは、個人の育成を期するとともに、普遍的にしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と述べられている。日本の歴史と伝統・文化と精神の継承を取って述べて、その断絶をめざしたものであった。

教育勅語については、まず昭和21年の春の「米国教育使節団」の調査があり、その意向を受けて「教育勅語の取り扱いについて」と題する文部次官通牒を発令、主な内容は以下のとおりであった。

- 一、教育勅語をもって我が国唯一の教育の淵源とはせず、教育勅語と共に広く、古今東西の倫理・哲学・宗教等に教育の基礎を求めること。
- 一、式日においては捧読しないこと。
- 一、勅語の保管・捧読に当たっては、その神格化を避けること。

次に、昭和22年（1947）の教育基本法の制定とそれに伴う国民学校令、中学校規程等の廃止によって、教育法令からはずされていたところであった。しかし、昭和23年（1948）に改めて総司令部から「教育勅語は無効であることを明確にするよう国会で措置すべし」という命令があり、已む無く衆議院では「教育勅語等の排除に関する決議」、参議院では「教育勅語の失効確認に関する決議」がなされた。

第2節 伝統文化の復活と普及

GHQの占領政策の方針が天皇制の存続に傾いたことで、日本国憲法にも天皇は象徴として残され、これを契機として、伝統的文化も順々に復活が許されるようになった。

歌舞伎は、劇場の多くが空襲によって消失し、終戦直後の司令部の事前検閲で仇討ちや切腹などは皇国・忠孝思想を煽る危険性があるとされて、特に時代物の主要演目がほとんど上演禁止になった。その後、連絡将校フォービアン・パワーズ少佐（1917～1999）の尽力で少しずつ演目禁止は解かれていった。

華道では、草月流の勅使河原蒼風（1900～1979）が疎開先の群馬から東京に呼び戻されて、進駐軍将校の婦人方へのいけばなの手ほどきを求められたのを

はじめとして、小原流の小原豊雲（1908～1995）とともに「前衛いけばな」から息を吹き返してゆく。池坊流は昭和27年（1952）に京都に池坊短期大学を設置して、戦後の平和教育にいけばなが貢献することを示してみせた。

茶道では、裏千家十四代たんたんさい淡々斎家元（1893～1964）の長男ほうんさい鵬雲斎若宗匠（1923～ ）（後に十五代家元、現・玄室大宗匠）が世界を行脚して「一盃のお茶から平和を」と説いて、戦後の茶道の普及につとめられた。

第3節 武道としての礼法

柔道において、明治15年（1882）に新たな柔道教育の総本山として講道館をひらいた教育者・嘉納治五郎かのうじごろう（1860～1938）のIOC・国際オリンピック委員会での尽力によって、昭和15年（1940）の東京オリンピック大会招致に成功していたが、後に日中戦争の激化により日本政府が開催権を返上、実現には至らなかった。それ以来24年を経て、改めて昭和39年（1964）に東京でオリンピック大会が開催されることとなった。またこの大会から柔道（Judo）が正式競技課目に採択されたのは、世界に広がった日本武道のひとつの到達点であろう。

この柔道（および大会後は武道全般）の競技施設として皇居・北の丸に日本武道館が建設された。これを機に、武道界ではこれらの諸団体を統合する組織として昭和52年（1977）に「日本武道協議会」を設立された（柔道・剣道・弓道・相撲・空手・合気道・少林寺拳法・なぎなた・銃剣道）。また1979年（昭和54年）には古武道の保存継承を目的とする「日本古武道協会」が設置された（柔術18流、剣術22流、居合+抜刀術10流、槍術4流、杖+棒術3流、薙刀術5流、空手+琉球古武術6流、体術2流、砲術3流、その他武術6流）。

武道は、心身を共に鍛えるものとして、勝敗のみならず、むしろ礼法および倫理を重んじる故に、全国に幅広く嗜まれている。特に柔道・剣道・弓道・合気道などは海外にも多くの門弟が活躍している。

本学での文化継承実習「礼法」の指導をいただいている小笠原清忠先生（1943～ ）は、弓馬術礼法小笠原流宗家第31代当主であり、日本古武道振興会常任理事をつとめられている。伊勢神宮、熱田神宮、鶴岡八幡宮はじめ各地の神社で流鏑馬やぶさめ・歩射行事等を奉納されるとともに、各地の教場で礼法を指

導。昭和61年（1986）にはパリで、平成13年（2001）にはロンドンで流鏑馬神事を挙行されている。

第4節 大衆文化の中の礼法

戦後の復興を経て、わが国は高度経済成長期を迎え、社会は豊かになり、改めて「礼法」を学びたいという人々の心を、茶道や華道あるいは武道が受け止めてきた。いかなる時代にも「礼法」は不可欠であり、規範は問われる。たとえば茶道家の生まれの塩月弥栄子（1918～ ）著の「冠婚葬祭入門 —— これだけは知っておきたい暮らしの常識 ——」（昭和45年（1970～））がベストセラーとなり（300万部、シリーズ全体（全4冊）で700万部）、テレビドラマにもなって放映された。あらたな大衆社会の興隆の中でも、恥をかかないための正しい礼法が新たに「しきたり」「作法」「マナー」「エチケット」などと言葉を変えて求められていた。

文化的なお稽古事ながら気軽な趣味の勉強をそろえた学校が「カルチャーセンター」と呼ばれて、ここでも茶道・華道などが隆盛を極めてゆく。その中で「マナー教室」「テーブルマナー教室」「話し方教室」等も盛んになっていった。こうして茶道・華道あるいは武道、多様な講座などに礼法的なるものを求める人口は戦前にも増しているかに見える。

第15章：これからの礼法

第1節 大災害の中での礼法

平成23年（2011）3月11日14：46に東北地方で発生した東日本大震災は、死者・行方不明者1万8千人、避難者40万人以上の大災害となった。

海外のメディアが驚いたのは、日本人被災者の秩序正しきであった。他の国では大震災が起これば、暴動や略奪が起これるという。しかし、日本人は非常時の中で規律を守り、忍耐強く、励ましあい、助け合って事に当たった。これは、日本人の中に礼法の精神が深く染み込んでいた証拠であろう。

もうひとつ、震災5日後の2月16日に、天皇陛下は国民へ向けて映像メッセージを発表された。これは民法各放送局とネットワークを通じて配信され

た。これにより国民はさらに心をひとつにして復興に取り組むこととなった。不平を言うものはなかった。両陛下および御皇室の方々は、その後も精力的に被災地を慰問された。それはどのような政治家の訪問よりも、人々への励みとなった。

これらのことから、天皇陛下と国民の間の絆の深さが、日本人の礼法としても生きていることが、その礼法の根源に天皇と皇室の御存在があることがあらためて明白となったといえる。大災害によって思いがけなく知らされた日本の礼法の深さ・強さ・美しさであった。

第2節 教育の中の礼法の復権

戦後の学校教育の現場にあっては、教育勅語が否定され、日教組の支配下にあって、行き過ぎた非道徳教育によるひずみから、今日再び道徳教育を取り戻そうという議論が起こっている。それでも、入学式・始業式・卒業式などの式典での、一通りの礼法を教える機会が残ったのは幸いなことであった。中学校・高等学校における柔道・剣道なども許容され、そこでは礼法が尊ばれてきた。また高校野球などクラブ活動などにおいて礼の大切さが継承されてもきた。

第一次安倍内閣の元で、戦後GHQの下で昭和22年（1947）に作られた教育基本法が平成18年（2006）に59年ぶりの改正が行なわれた。その中で、

- 一、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 五、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

が盛り込まれることとなった。

これを踏まえて、平成21年（2009）からは教員免許状更新講習が実施されることとなった。これにより教員は10年に一度は所定の基準を満たした研修を受けて、これに合格しなければ免許状を更新することができなくなった。ここにその時代の新しい課題について新しい知識や解決方法を学ぶ機会が施されることになった。研修内容は実施する大学に任されているものの、礼法について考

える機会を与えられたともいえる。

平成22年（2010）には新しい教育指導要領による教科書検定が行なわれた。私は育鵬社「新しいみんなの公民」の「日本伝統文化一覧表」を企画制作させていただくことができた。日本の伝統文化を信仰・年中行事、芸道、武道、美術・建築・工芸、芸能に大別して網羅し、一望のもとに集めることができた。

ただし、検定過程において、武道の一項目の中に「弓馬術礼法」という項目立てをして「百手式」の写真を挙げる計画をしていたのであるが、検定委員会は武道連盟の定義を根拠にして「武道の中に弓馬術礼法は含まれない」との理由で「弓道」に改めるようにとの指導を受けた。反論を申し立てたが、元にもどせず、まだ「礼法」という言葉は教科書の中に馴染まないのか、武道連盟の定義を理由とは皮肉な結果であった。かろうじて「礼法」の言葉を「伝統文化一覧表」の備考欄に記入することができた。

第2次安倍内閣において、文部科学省の有識者会議「道德教育の充実に関する懇談会」は26日、現在は正式教科ではない小中学校の「道德の時間」を、数値評価を行わない「特別の教科」に格上げし、検定教科書の使用を求める報告書を下村博文文科相に提出した。下村文科相は年明けに中央教育審議会に諮問し、平成27年度にも先行実施される見通しだ。それでも「礼法」復活という言葉までは聴かれ難い。

一方で、礼法家の努力によって小笠原流礼法など、古典的な礼法を学校の課目として導入する学校教育の事例も増えつつある。例えば、京都光華女子高等学校（京都）・東京女子中学校高等学校・熊本国府高等学校 などでは礼法の授業が実施されている。本学も平成23年（2011）より現代日本社会学部の文化継承実習として、毎週火曜日に2・3・4年生を対象に合計3年間の履修によって、元服式・着袴の儀などを上級生の給仕・介添えによって執行することができるまでに至った。

第3節 ビジネスにおけるマナー

今日において、礼法を家庭で教えられず、小学校・中学校・高等学校でも教えられずに育った学生たちは、就職を控えて「ビジネスマナー」の大切さに直

面することになる。また、ともかく入社してからは、企業が新人研修として「ビジネスマナー」を鍛え上げる役割を担った。とはいえ、企業人もこれに精通しているとは限らない。そこでこの研修を引き受けてくれる外注先が求められるようになった。

このような要望に応えるべく企業でのマナー研修を請負うサービス会社が多く登場している。例えば日本航空の接客教育事業部門から昭和64年（1989）に設立されたJALアカデミー（現：Jプレゼンス・アカデミー）は、「コミュニケーション&マナー研修」をはじめとして「サービス・ホスピタリティ研修」「マネジメント研修」「グローバル研修」「新人研修」「顧客満足向上研修」など法人向けの各種研修に力をいれている。

また、小笠原敬承斎を理事長に迎えてJALアカデミーを母体として平成15年（2003）に「日本マナー・プロトコール協会」が設立されて、マナーやプロトコールに関わる知識と技術を認定する資格検定「マナー・プロトコール検定（1級・準1級・準2級・3級）」が実施されている。

こうした日本のマナー研修のレベルは国際的にも高い評価を得ており、海外にも輸出もされている。たとえば上海万博では、バビリオンコンパニオンの接客マナー教育を多くの日本コンサルタント企業が受注して研修にあたった。

現在は、日本料理・寿司・日本式旅館・日本式スーパー銭湯・日本式ビジネスホテルなど、日本型サービスの世界への進出とあいまって、日本人ならではの接客サービスおよびマナー研修が世界で評判となっている。

2020年に開催が決まったオリンピック大会・東京開催への最終プレゼンテーション（平成25年（2013）9月8日早朝）において、滝川クリステルがフランス語で「お・も・て・な・し」をアピールしたのも記憶に新しい。現代における日本の礼法の遺産のひとつがここにある。この日本のおもてなしの心の源流にこそ、日本の礼法がある。

さあ、2020年の東京オリンピックの年こそ、日本の礼法の内外へのアピールの時としようではないか。

終 章：

第1節 日本人をつくる「日本人の礼法」

真のグローバル化に向けて、本来の日本文化、真の日本人精神の涵養と発信が求められている。

目に見える日本文化たる美術、建築、工芸などへの理解から、芸能、芸道、武芸などへの体験へと、修行を深めてゆくならば、おのずとそれは目に見えない日本人の精神文化に遡^{さかのぼ}ってゆく旅となる。即ち大和心^{やまとこころ}であり武士道^{ぶしどう}であるところの大和魂^{やまとたましい} = 日本人魂の、その根源に到達するまでのすべての道に、日本の礼法が流れていることに気付くはずである。

それが証拠に、日本文化のすべてにおいて、その鑑賞法に、展示法に、修養法に、表現法に、礼法は満たされている。私たちは、改めて礼法という言葉と、その意味する内容と、その深さに、意識を向けるべき時であろう。私たちは、伝統的な日本文化を通じて、そこに込められた日本人の礼法を学び取ることによって、また一步、真の日本人となってゆくのである。

すなわち日本人の礼法こそ、日本文化に秘められた、日本人を日本人となす所以のものである。

第2節 神々からいただいた「日本人の礼法」

他国は知らず、日本人にとっての礼法は、単なるこの世の処世の術ではない。社交の技ではない。浮世の約束ではない。それは、この国を統べられてきた御皇室への崇敬を通しての、この国をつくられた大和の神々への崇敬を、その源流にいただく道である。皇国への忠誠であり、神国日本への愛国心と同義である精神を態度で表わす行動規範である。ゆえに法である。

今日の我が国において「礼法」という言葉を使うことを未だ^{いま}に躊躇^{はばか}って、ビジネスマナーや、プロトコルや、礼儀作法などと矮小化^{わいしょうか}する風潮がある。これらの言葉に置き換えようとする意識は、かつて連合国が意図した、日本人精神の弱体化政策の結果である。この呪縛から解き放たれるべき時である。

すなわち、日本人の礼法こそ、この国を創られた大和の神々から与えられた、

日本人である所以の法である。

第3節 これからの世界を救う「日本人の礼法」

日本人の礼法は、この国を創られた大和の神々から与えられた法剣であり神鏡である。数千年の時を掛けて、世々の賢者たちによって極められ、磨かれ、研ぎ澄まされてきた国民精神の精華である。この授業で取り上げてきた偉人たちの憲法や律令や法度ならびに礼法書も数限りない。

明治維新という大変革を経て、人々は大日本帝国にふさわしい新たな礼法を築いてきた。その精華は、有色人種として始めて西欧列強諸国と五角に戦う道義と国力と威信を世界に問い、世界の人々の西洋列強諸国の植民地政策からの開放を果たした。日本人の礼法が、世界を救ったのであった。

今後も、世界の真の平和のために、日本人の礼法が、世界を救うべき役割を果たすに違いない。大和の神々から頂いた日本人の礼法を、私たち日本人が学び直して、己を鍛え直し、世界の救済に生かすべきである。また、世界の多くの人々が日本文化に興味と関心と憧れを持つ所以は、その奥に光る日本人の礼法の輝き求めているのもあろう。

すなわち、「日本人の礼法」こそ、世界を救うべき光となるべき所以のものである。

おわりに

平成23年度（2013）よりこの授業「日本の礼法」を担当するとともに、現代日本社会学部・専門科目・文化継承実習（「茶道」「礼法」「合気道」「薙刀」「雅楽」「和歌」）の世話役もつとめさせていただく機会を得て、日本の礼法をめぐる考察を進めてきた。そして日本人の礼法こそ、日本人の正しさと強さと美しさと気高さの源泉であること、その日本人の礼法の真なる源は、大和の神々にあり、御皇室への崇敬心にあることに思い至った。この授業での日本の礼法をめぐる講義内容をここに論考として書き記した。

わが国では、実に崇高な精神による礼法が国民ひとりひとりにまで行きわたるように教導されてきた。あらゆる伝統的な日本文化の諸相（信仰・年中行

事・芸道・武道・美術・建築・工芸・芸能・等々)において礼の心がいきわたり、それを具現化するための礼法が説かれ、その体得と実践が求められてきた。日本の文化のすべては正しさと強さと美しさと気高さに満ちている。実に日本は礼法の国であった。

しかし、今日の日本において礼法という言葉は、戦後より以降、なお未だ埋もれかけている言葉である。故に、国内では都鄙を問わず凶事が起こる世相であるとも言えよう。今までの日本では思いもかけないような事が起こる時、それらの現代の日本社会の病理の一因に日本人の礼法の衰退が挙げられないと、どうしていえようか。

また先の未曾有の大災害においては、奇しくも日本人に礼法の残照が輝いていることを知らされ、また御皇室と臣民との絆の深さを知らされたのは、不幸中の幸い、これも大和の神々の恩寵かとも思われる。

昨年(平成25年(2013))には神宮では二十年に一度の式年遷宮が神代の祭祀の姿そのままに執り行われた。伊勢には例年以上の年間1,300万人を越える参拝者が訪れた。ただいま日本人は、太古より祖先たちが信仰してきた神宮への信仰、大和の神々への信仰に回帰しようとしているかと推察される。

多くの人々も真なる礼法を求めている。作法教室やビジネスマナーなどの研修は盛況である。弓馬術礼法小笠原教場の方々のご活躍もありがたい。

政府による道徳教育の復権の次には、「日本人の礼法」の復権が望まれる。

やがて、家庭教育において、学校教育において、社会教育において、再び「国民の礼法」、すなわち皇国にふさわしい「日本人の礼法」が語られ、学ばれ、磨かれ、実践される日々が、再び戻ることを心より期待する。そして、再び日本人が正しく、強く、美しい日本人となって、世界の模範となり、規範となって、真なる平和と秩序を創る責務を果たさんことを。そして、この授業がその一助とならんことを祈る次第である。

参考文献：

- 日本礼法史話，電通出版部 坂本 貞 著，昭和19年（1944）
礼のころ，婦人文化叢書，坂本 貞 著，昭和17年（1942）
日本古典文學体系，日本書紀，岩波書店，昭和42年（1967）
日本古典文學体系，古事記祝詞，岩波書店，昭和33年（1958）
現代語訳・古事記，学研，竹田 恒泰 著，平成23年（2011）
新訂・魏志倭人伝，岩波書店，石原 道博 編訳，昭和26年（1951）
直毘霊を読む，右文書院，阪本 是丸 監修，平成13年（2001）
世界の偉人たちが贈る・日本賛辞，ごま書房，波田野 毅 著，平成20年（2008）
武士道十冊の名著，勉誠出版，北影 雄幸 著，平成24年（2012）
日本人をつくった教育・寺子屋，大巧社，沖田 行司 著，平成12年（2000）
藩校と寺子屋，教育社歴史新書〈日本史〉87，石川松太郎 著
江戸学入門，筑摩書房，西山松之助 著，昭和56年（1981）
家元の研究，吉川弘文館，西山松之助，昭和57年（1982）
石門心学の開祖・石田梅岩，石田梅岩先生顕彰会，平成11年（1999）
新渡戸稲造1862～1933，藤原書店，草原 克豪 著，平成24年（2012）
教育勅語の心を今に，神社本庁，全国神社総代会，平成12年（2000）
皇學館大學百三十年史・総説編，皇學館大學，皇學館大學，平成24年（2012）
歌舞伎を救ったアメリカ人，集英社文庫，岡本嗣郎 著
華日記・昭和いけばな戦国史，小学館文庫，早坂 暁，平成元年（1989）
お茶をどうぞ，日本経済新聞社，千 宗室 著，昭和62年（1987）
小笠原流 弓と礼のころ，春秋社，小笠原清忠 著，平成20年（2008）
さすがといわせる大人のマナー，PHP，日本マナープロトコール協会，平成20年（2008）